

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会
報告書 資料編

目 次

【行政収集に関する資料】	
1. 武蔵野市における行政収集の現状について.....	1
2. 武蔵野市における資源ごみの中間処理施設について.....	4
【容器包装リサイクルに関する資料】	
3. 容器包装プラスチック（その他プラスチック）の有料化について.....	5
4. 容器包装リサイクルについて.....	7
5. 多摩地域で家庭系の容器包装プラまたはプラスチックを有料化している自治体...	10
【小型家電リサイクルに関する資料】	
6. 小型家電リサイクルに関する本市の取り組み.....	12
7. 武蔵野市における小型家電リサイクル法への対応についての考え方.....	15
【集団回収に関する資料】	
8. 武蔵野市における集団回収の現状について.....	17
9. 集団回収 他市比較調査表.....	19
10. 直近五か年の集団回収に関する推移.....	21
11. 集団回収の課題.....	22
【店頭回収に関する資料】	
12. 店頭回収の現状について.....	24
13. H26 年度スーパーの店頭回収による年間収集量試（アンケート回収による収集量より）	29
【新聞販売店回収に関する資料】	
14. 新聞販売店による自主回収の現状について.....	30
【委員会での委員意見】	
15. 総括的な課題の整理 委員会での委員意見.....	31

武蔵野市における行政収集の現状について

平成28年2月24日
第2回会議資料

※委託業者に平成27年4月～6月の数値をヒアリングしたもの

※平均車両積載割合・・・業者ごとに考える車両積載基準量に対して、実際に積載している量の割合

※総価契約・・・発注する数量や内容が確定しており、一度の発注に対してその対価を支払う契約

(単価契約・・・発注する数量や内容が確定していないものについて、あらかじめ単価を決めておき、発注の都度、数量に応じた対価を支払う契約)

※競争入札・・・登録業者から入札に参加する事業者を複数指名し、入札による競争の結果、最低価格を提示した事業者に決定する方法

※随意契約・・・入札によらず、任意の方法で事業者を決定し、契約を締結する方法

可燃 A社 入札(5年に1回) 総価・不燃と一括

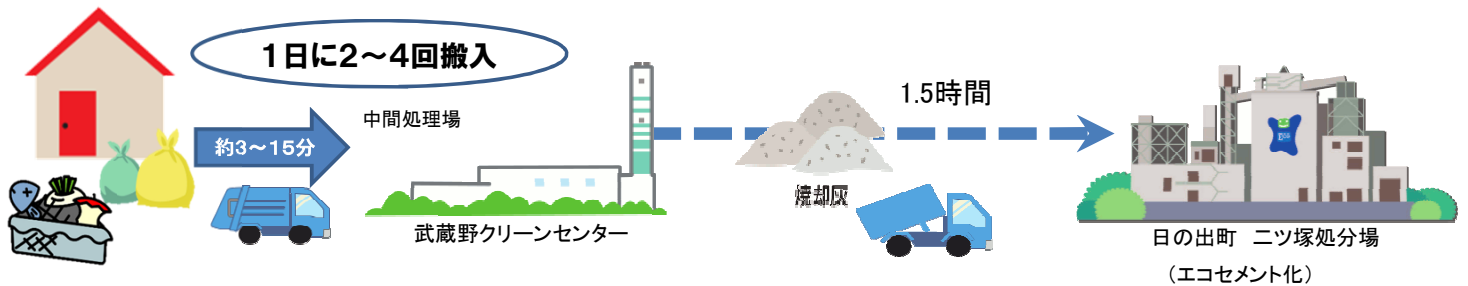
収集頻度:週2回

年間収集量:19,300t

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)	19	17	/	19	17		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	3.2	3.4	/	2.9	2.9	年間車両稼働台数	平均車両積載割合
年間車両台数(台)	1,007	884	0	969	867	3,727台	92%

中間処理場

最終処理場



不燃 A社 入札(5年に1回) 総価・可燃と一括

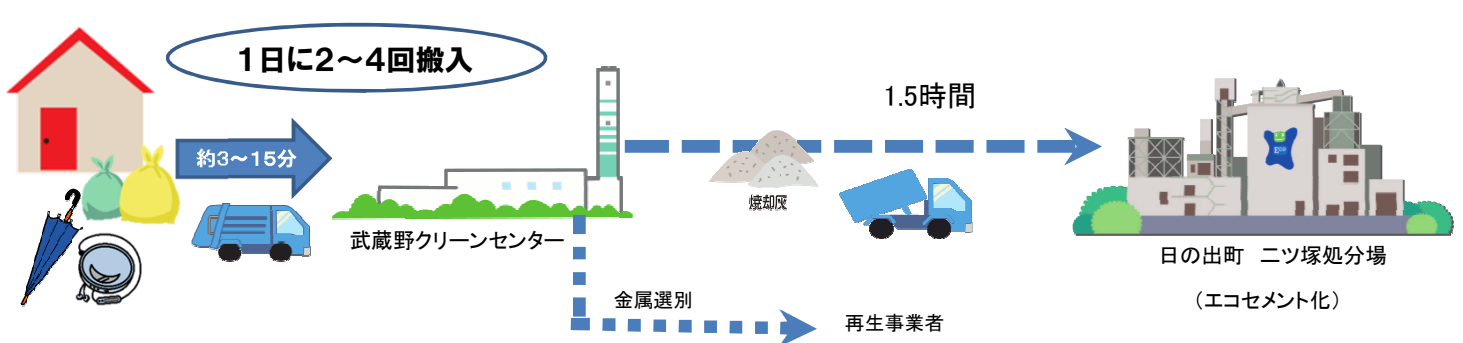
収集頻度:月2回

年間収集量:1,054t

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)	1	3	11	2	3		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	3~4	3	2~3	3~4	3~4	年間車両稼働台数	平均車両積載割合
年間車両台数(台)	24	72	528	48	72	744台	57%

中間処理場

最終処理場



びん B~E 4社 入札(5年に1回)・総価

収集頻度:週1回 年間収集量:1,470t

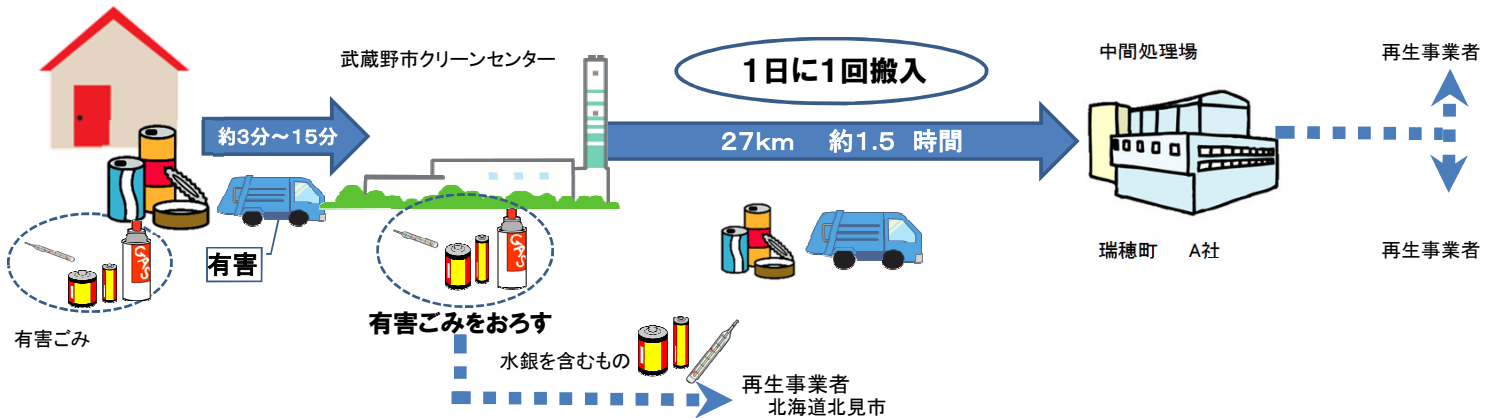
4社の合計	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)		5	6	/	6	7		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)		1	1	/	1	1	4社の年間車両稼働台数	4社の平均車両積載割合
年間車両台数(台)		260	306	0	306	357	1,229台	68%



缶・有害ごみ B社 随意契約・総価

収集頻度:週1回 年間収集量:475t(缶) + 90t(有害)

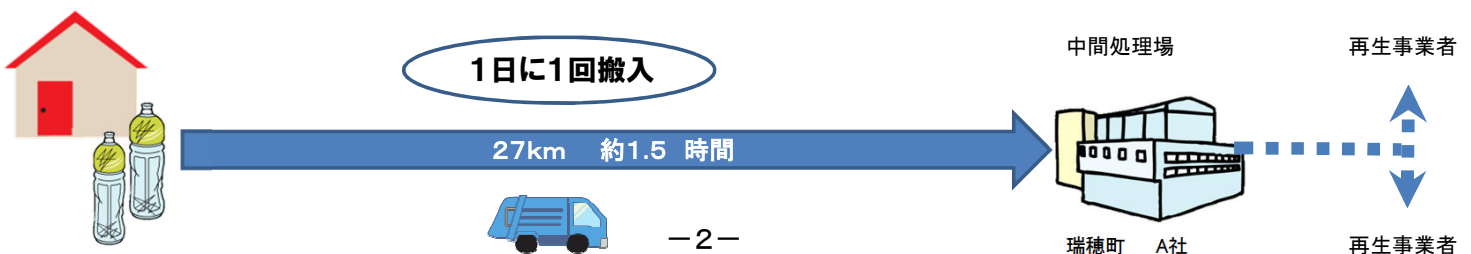
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)	5	5	/	5.6	8.1		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	1	1	/	1	1	年間車両稼働台数	平均車両積載割合
年間車両台数(台)	260	255	0	285.6	413.1	1,214台	94%



ペットボトル B社 随意契約・総価

収集頻度:週1回 年間収集量:478t

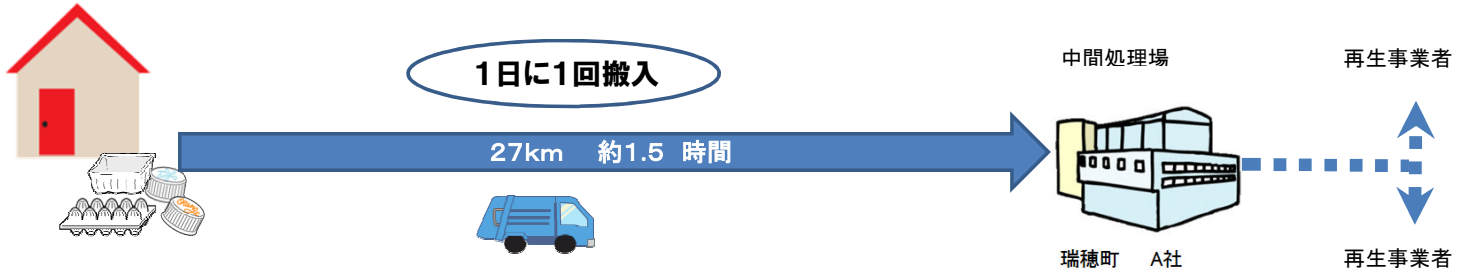
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)	3.5	3.4	9	2	2		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	1	1	1	1	1	年間車両稼働台数	平均車両積載割合
年間車両台数(台)	182	173.4	459	102	102	1,018台	101%



プラスチック B社 随意契約・総価

収集頻度:週1回 年間収集量:1,868t

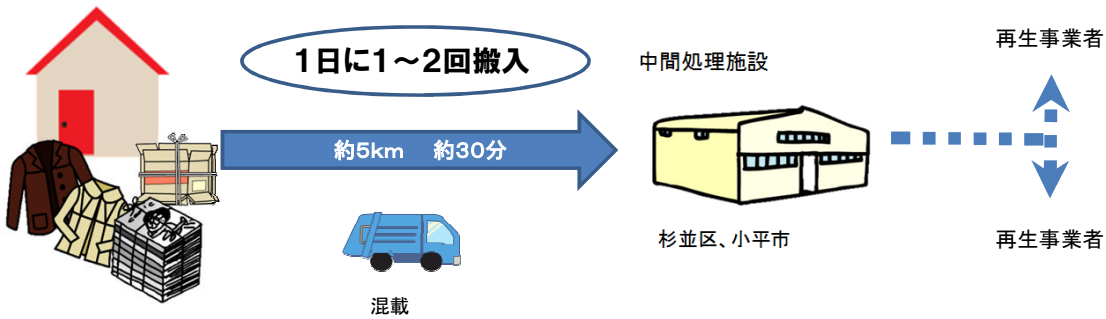
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
車両台数(台)	8.4	9.2	17	5	6		
1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	1	1	1	1	1	年間車両稼働台数	平均車両積載割合
年間車両台数(台)	436.8	469.2	867	255	306	2,334台	98%



古紙・古着 F、G 2社 入札(5年に1回)・総価

収集頻度:週1回 年間収集量:6,305t

2社の合計	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日		
	車両台数(台)	12	12	/	12	12		
	1台あたりの中間処理場への搬入回数(回)	1.5	1.58	/	1.53	1.9	2社の年間車両稼働台数	2社の平均車両積載割合
	年間車両台数(台)	624	1020	0	918	918	3,480台	60%



武蔵野市における資源ごみの中間処理施設について

ごみの世界の「中間処理」とは、収集したごみを焼却、破碎、選別、安定化、無害化などを行い最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理する事をいい、廃棄物のリサイクルと適正処理を進めていく上で、なくてはならないプロセスです。「中間処理施設」とはそのような処理をする設備をそなえた施設を言います。武蔵野市において可燃ごみ及び不燃・粗大ごみに関する中間処理施設は「武蔵野クリーンセンター」ですが、一方、資源ごみに関する中間処理施設（リサイクルセンターと呼ばれることが多い）は市内には存在していません。

容器包装リサイクルについて

○容器包装リサイクル法は、正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」と言い、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな役割を占める容器包装廃棄物について「消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する」という役割分担を定めています。

○市によって収集された容器包装廃棄物は国で定める基準によって、それぞれの素材に応じて洗浄、圧縮、一定量の梱包、保管等が行われ、この段階で容器包装廃棄物は「分別基準適合物」と呼ばれ、再商品化の対象となります。

* 再商品化義務の対象となっているのは、ガラス製の容器、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 品目で、アルミ缶、スチール缶、飲料用紙パック（原材料としてアルミニウムが利用されていないもの）、段ボールについては、分別収集をした段階で有償又は無償で取引されることが全国的に明らかであることから、再商品化義務の対象外となっています。

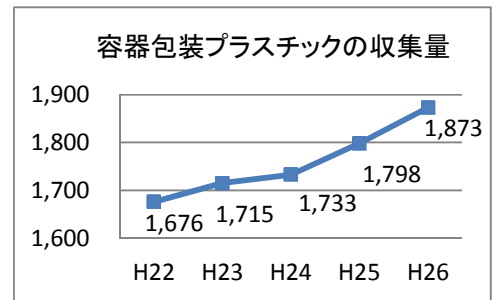
○市町村が分別収集して、主務大臣（環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣）が指定した保管施設に保管される分別基準適合物を事業者自らまたは、指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化しなければなりません。この指定を受けられる中間処理施設が市内及び近隣にはないため、現在、武蔵野市では瑞穂町長岡にある加藤商事リサイクルプラントに搬入しています。

○多摩地域で一部事務組合（複数の市が共同でごみ処理を行っているケース）ではなく、単独の市としてごみ処理を行っている市では、ほとんどが何らかの資源ごみの中間処理施設を市内に有しており、一部を市外で処理する場合もあるものの、容器包装廃棄物を全面的に市外で処理をしている自治体は武蔵野市のみになります。

1、ごみ量の現状

ごみ収集量の推移(単位:トン)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人口(人)	138,294	138,278	138,582	140,598	142,108
可燃ごみ	21,332	21,136	21,063	21,090	20,545
不燃ごみ	1,272	1,262	1,258	1,246	1,129
資源収集計	10,660	10,214	10,173	10,499	10,596
古紙	6,592	6,068	6,029	6,251	6,305
ビン	1,440	1,448	1,460	1,485	1,470
缶	513	508	490	485	475
ペットボトル	439	475	461	480	473
容器包装プラスチック	1,676	1,715	1,733	1,798	1,873



2、「容器包装プラスチック」有料化による効果

(1)ごみ減量効果

平成16年に武蔵野市で、可燃ごみ・不燃ごみの有料化導入した後の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の減量率は、「2.5%」であった。他の市の減量率は、1桁台後半～2桁台と高かった。また、指定有料ごみ袋を導入すると、その残さを見込む必要がある。

仮に容器包装プラスチックの量を2.5%削減した場合…

有料化後の減量見込分

46.8t

$1,873 \text{ t} \times 2.5\%$
↑
H26年度容プラ量

<

指定有料ごみ袋の残さ見込分

75t

容器包装プラスチックのかさ密度(t/m³) 1t=約44.1m³
↑
H26年度容プラ量

$1,873 \text{ t} \times 44.1 \text{ m}^3 = 83,179.93 \text{ m}^3 = 83,179,930 \text{ l}$
↑
指定有料袋10ℓ用 = 約9g → 1ℓ = 約0.9g
 $83,179,930 \text{ l} \times 0.9 \text{ g} = 74,861,937 \text{ g}$
= 約74,862kg
= 約74.86t

→「有料化後の減量見込量」よりも「指定有料ごみ袋の残さ見込量」の方が多くなる。
→有料化したとしても、ごみ減量は期待できない。



(2)経費削減効果

ごみ収集運搬委託料の算式の基本は「必要車両台数×1台あたりの単価」であるので、車両単価が変わらなると、有料化の導入によりごみ量が減少すれば、基本的には収集運搬費は減少するはずである。しかし、武蔵野市では、下記の理由により削減可能性が低い。

- ・中間処理施設までの距離が遠く、市からの搬出は1日1回が限度
- ・有料化による大幅なごみ減量を見込めない →(1)参照
- ・仮に、ごみ量が減ったとしても、人口が増加している武蔵野市では、収集対象世帯数が減るわけではない

(3)ごみ発生抑制・排出抑制効果

武蔵野市では、平成12年から容器包装プラスチックの分別収集を開始し、分別についてある程度習慣化されている。また、可不燃の有料化の際の削減率を勘案すると、大幅な発生抑制・排出抑制行動効果は期待できない。

- 発生抑制…ごみ自体を少なくすること。消費する物自体を減らさなければ達成されない。(Ex)過剰包装の拒否、買い控える
- 排出抑制…分別収集しているごみについて減量すること。(Ex)店頭回収、集団回収において排出する

【参考】多摩地域で容器包装プラまたはプラスチックを有料化している自治体(多摩地域ごみ実態調査より)

各市の処理手数料

自治体名	実施時期	5L袋	10L袋	20L袋	40L袋	回収頻度
昭島市	H14.4	7円	15円	30円	60円	3週に2回
小金井市	H17.8	10円	20円	40円	80円	週1回
※ 清瀬市	H18.10	7円	10円	20円	40円	週1回
※ 東村山市	H19.1	3.8円	7.5円	15円	30円	週1回
※ 青梅市	H20.4		7円	15円	30円	月3~4回
多摩市	H20.4			10円		週1回
西東京市	H20.10		5円	10円	20円	週1回
府中市	H22.2	5円	10円	20円	40円	週1回
東大和市	H26.10	10円	20円	40円	80円	週1回

※清瀬市 可燃は、H13.6~有料化

※東村山市 可燃は、H14.10~有料化

※青梅市 可燃は、H10.10~有料化

※東大和市が平成26年10月から容器包装プラスチックの有料化を実施 → 容プラは約3.4%減
(平成27年4月から12月までの排出量の前年当月比)

処理対象

対象	自治体名
容器包装プラスチックのみ	清瀬市、東村山市、青梅市、西東京市、府中市、東大和市
容器包装プラスチック+100%プラスチックのもの	昭島市、小金井市、多摩市

容器包装リサイクルについて

容器包装リサイクル法とは

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された法律。

(法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。)

【容器包装リサイクル法】

正式名称 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

施 行 平成9年4月

目 的 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(第1条)。

容器包装リサイクル法の特徴は、それまで市町村だけが全面的に責任を負っていた容器包装廃棄物の処理について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことにあります。これによって、市町村のみならず、事業者にとっても廃棄物を減らせれば経済的なメリットが、逆に廃棄物を増やせば経済的なデメリットが生じることとなります。

1). 各々の役割

(1)消費者の役割「分別排出」

リサイクルしやすく、資源として再利用できる質の良い廃棄物を得るため、消費者には、市町村が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。市町村の定める分別収集基準にしたがって容器包装廃棄物の徹底した分別排出に努めるだけでなく、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使うなどして、ごみを出さないように努めることも求められています。

(2)市町村の役割「分別収集」

家庭から排出される容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを行う事業者に引き渡します。また、自治体ごとに作成する容器包装廃棄物の分別収集に関する5か年計画に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集・分別排出の徹底を進めるほか、事業者・市民との連携により、容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る役割を担います。

(3)事業者の役割「リサイクル」

事業者はその事業活動で用いた、又は製造・輸入した量の容器包装について、リサイクルを行う義務を負います。実際には、容器包装リサイクル法に基づく指定法人にリサイクルを委託し、その費用を負担することによって義務を果たしています。

また、リサイクルを行うだけでなく、容器包装の薄肉化・軽量化や量り売り、レジ袋の有料化等による、容器包装廃棄物の排出抑制に努める必要があります。

2). 容器包装とは

この法律で「容器包装」とは、商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり消費されると不要になるもの」と定義されています。容器包装のうち、再商品化義務対象となる容器包装と再商品化義務対象とならない容器包装は以下の通りです。

企業に再商品化(リサイクル)する義務がある素材

・ガラスびん ・ペットボトル ・プラスチック容器包装 ・紙製容器包装

企業に再商品化(リサイクル)する義務がない素材

・アルミ缶 ・スチール缶 ・紙パック* ・段ボール

* 内側にアルミが使用されていないものが対象となります

※「再商品化の義務」がある4素材は、容器包装リサイクル法制定時、資源としての価値が低かったため、市町村が分別収集してもお金を支払わないとリサイクルできない(逆有償)ものでした。一方、「再商品化の義務」の無い4素材は、当時から資源としての価値が高いということで、お金を払わないでもリサイクルされていた(有償)ため、法律制定時に再商品化義務の対象から除外されました。

3). 誰が再商品化の義務を負うか

再商品化(リサイクル)義務を負う事業者		
1. 特定容器利用事業者	販売する商品に特定容器を用いる事業者(特定容器入りの商品を輸入する場合も含む)	
2. 特定容器製造等事業者	特定容器を製造する事業者(特定容器入りの商品を輸入する場合及び特定容器の輸入を含む)	
3. 特定包装利用事業者		
※下記に相当する小規模事業者は適用除外になります。		
業 種	製造業等、社団・財団法人、学校法人等	小売業、サービス業、卸売業
年間売上高	2億4千万円以下	7千万円以下
常時使用の従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

4). 市町村に資金を拠出する仕組みの創設

容器包装廃棄物の分別収集は市町村が行い、リサイクルは事業者が行っていますが、市町村が異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底などにより質の高い分別収集を実施した場合、リサイクルに要する費用が低減されるので、当初想定していたリサイクル費用の想定額を下回ることとなります。実際に要したリサイクル費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集の徹底が、容器包装廃棄物のリ

サイクルに係る社会的コストの効率化、リサイクルの合理化へ寄与した程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが平成18年に創設されました。各市町村への資金の拠出については、容器包装に係る3Rをより効果的・効率的に推進する観点から、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによるリサイクル費用の低減額等に着眼して行います。

※武蔵野市の平成26年度の容器包装再商品化合理化拠出金実績

¥5,214,219

5). 市がその他プラスチックを有料化した場合

今後、市が新たにその他プラスチックの収集・処理を有料化することになると、従来透明か半透明の袋に入れて排出すれば良いとされていたものが、市指定の有料ゴミ袋に入れて排出しないと収集・処理されないこととなります。この場合、市は再商品化義務を負う事業者ではありませんので、瑞穂町のリサイクル工場で資源化の為に容器包装プラスチックを分別する際には、市指定有料ゴミ袋は容器包装リサイクルのルートには乗らず、異物として扱われ選別残渣として武蔵野市に戻され焼却されることとなります。そこで、1年間で、どの位の量の袋が戻ってくるかを計算すると以下のようになります。

【平ボディの嵩密度(1t=約 44.41 m³)を使用した場合】

$$1,873t \times 44.41 \text{ m}^3 = 83,179.93 \text{ m}^3 = 83,179,930\text{l}$$

$$\text{指定有料袋 } 10\text{l 用} = \text{約 } 9\text{g} \rightarrow 1\text{l} = \text{約 } 0.9\text{g}$$

$$83,179,930\text{l} \times 0.9\text{g} = \text{約 } 74.86\text{t}$$

【パッカー車の嵩密度(1t=約 11.88 m³)を使用した場合】

$$1,873t \times 11.88 \text{ m}^3 = 22,251.24 \text{ m}^3 = 22,251.24\text{l}$$

$$22,251.24\text{l} \times 0.9\text{g} = \text{約 } 20.03\text{t}$$

(嵩密度はいずれも環境省資料より)

6). 拡大生産者責任という用語について

拡大生産者責任(英語の Extended Producer Responsibility の訳語、略してEPR)とは、経済協力開発機構(OECD)が提唱した概念で「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。これを環境政策にあてはめると次の2点にまとめられます。

- ① 地方自治体から生産者に責任を移転する。
- ② 生産者が製品設計において環境に対する配慮を取込む。

つまり、これまで行政が回収・廃棄やリサイクルなどに負担していた使用済製品の処理に係る費用を、その製品の生産者に負担させるようにするものです。そうすることで、処理にかかる社会的費用を低減させるのみならず、なによりも生産者が使用済製品の処理にかかる費用をできるだけ下げようとするのがインセンティブとなるために、結果的に製品を設計する際にリサイクルしやすい製品や廃棄処理の容易な製品などといった環境的側面に配慮した製品に移行することを狙っています。

多摩地域で家庭系の容器包装プラまたはプラスチックを有料化している自治体

プラスチックごみ有料袋価格(円/枚)

◆ 各市の有料化実施状況

自治体名	可燃有料化	プラ有料化	5L袋	10L袋	20L袋	40L袋	手数料備考	プラ分別開始時期 *1	回収頻度
昭島市	H14.4	H14.4	7円	15円	30円	60円	可燃と同じ	H12.2~	3週に2回
小金井市	H17.8	H17.8	10円	20円	40円	80円	可燃と同じ	H7.10~	週1回
清瀬市	H13.6	H18.10	7円	10円	20円	40円	可燃と同じ	有料化と同時	週1回
東村山市	H14.10	H19.1	3.8円	7.5円	15円	30円	可燃の約6割	有料化と同時	週1回
青梅市	H10.10	H20.4	/	7円	15円	30円	H22.10に手数料減額改定 → 可燃の約2分の1 不燃の約4割	H19.4~	月3~4回
多摩市	H20.4	H20.4	/	/	10円	/	可燃の3分の1	有料化と同時	週1回
西東京市	H20.1	H20.1	/	5円	10円	20円	H22.10に手数料減額改定 (有料化当初は、可燃と同じ) → 可燃の3分の1	H19.10~ (有料化の3ヵ月前)	週1回
府中市	H22.2	H22.2	5円	10円	20円	40円	可燃の2分の1	有料化と同時	週1回
東大和市	H26.10	H26.10	10円	20円	40円	80円	可燃と同じ	H21.4~	週1回

*1… プラスチック分別対象

対象	自治体名
容器包装プラスチックのみ	清瀬市、東村山市、青梅市、西東京市、府中市、東大和市
容器包装プラスチック+100%プラスチックのもの	昭島市、小金井市、多摩市

ヒアリング結果

＜減量効果＞

＜基本情報＞

武蔵野市 … 平成12年7月～ 容プラの分別収集開始
平成16年10月～ 可燃の有料化実施

1. 容プラの分別収集を実施し、その後に可燃と容プラの有料化を実施した自治体

(ごみ量は有料化前後の1年で比較)

東大和市

平成21年4月 容プラ分別収集開始
平成26年10月 可燃・容プラ有料化

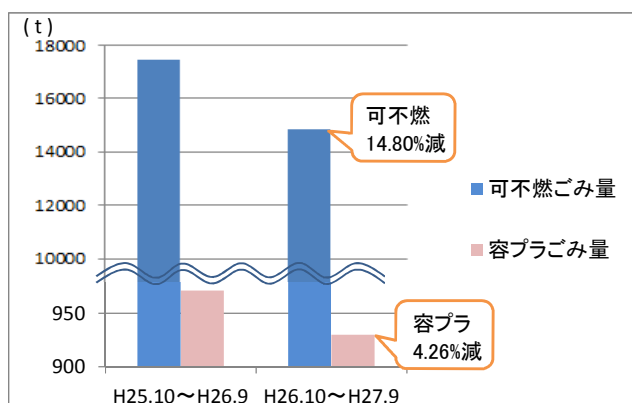
* 可燃の有料化前後の比較 : 14.80%減
* 容プラの有料化前後の比較 : 4.26%減
(H26.10~H27.9 / H25.10~H26.9)

＜参考＞

東大和市によれば、平成26年は有料化前のかげこみで前年同月に比べごみ量が多くなっているという分析のため、より正確なデータ比較をするために、有料化後の平成26年10月～27年9月の排出量と、平成24年10月～25年9月の排出量を比較してみると下記のとおりになる。

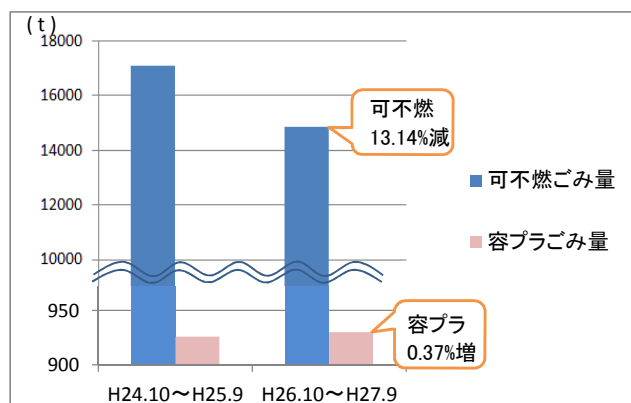
	人口(人)
H24.10.1	84,749
H25.10.1	84,597
H26.10.1	86,088

* 可燃の比較 : 13.14%減
* 容プラの比較 : 0.37%増
(H26.10~H27.9 / H24.10~H25.9)



有料化前後の可燃・容プラ排出量推移

＜グラフ1＞



有料化前後の可燃・容プラ排出量推移

＜グラフ2＞

2. 容プラの分別収集と有料化を同時に実施した自治体 (ごみ量は年度比較)

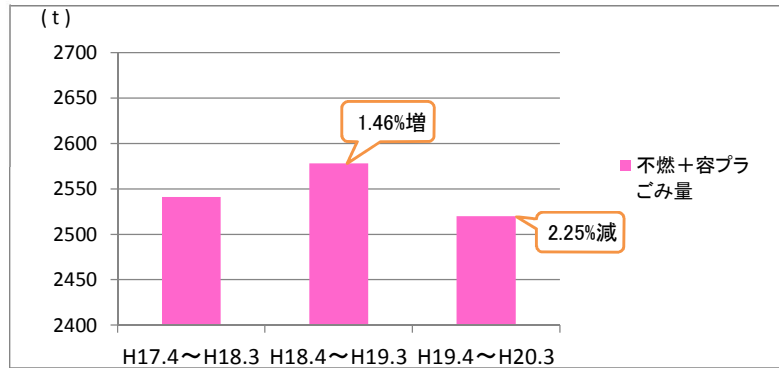
下記の自治体は、容プラの有料化と同時に、容プラの分別収集を開始しているため、有料化前後の排出量を比較するにあたっては、分別収集開始前の排出区分であった「不燃ごみ」、分別収集後は「不燃ごみと容プラの合算」により数字を比較している。

清瀬市

不燃と容プラの総量の増減： 1.46%増 (H18.4～H19.3 / H17.4～H18.3)
2.25%減 (H19.4～H20.3 / H18.4～H19.3)

平成13年6月 可不燃有料化
平成18年10月 ・容プラ有料化
・容プラ分別収集開始

	人口(人)
H17.10.1	73,393
H18.10.1	73,593
H19.10.1	73,621



有料化前後の不燃と容プラの総量推移

<グラフ3>

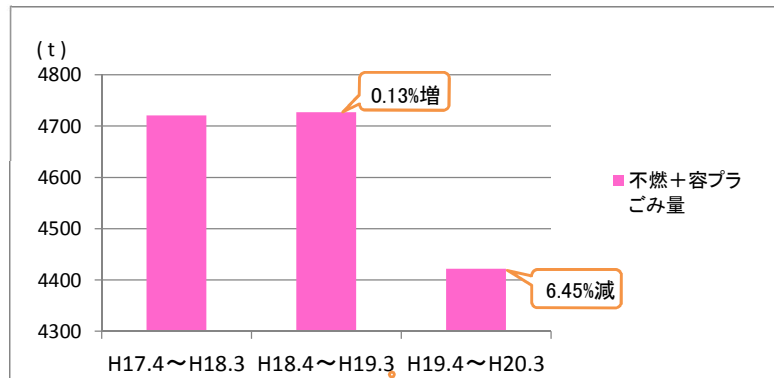
H18.10 容プラ有料化
分別開始

東村山市

不燃と容プラの総量の増減： 0.13%増 (H18.4～H19.3 / H17.4～18.3)
6.45%減 (H19.4～H20.3 / H18.4～19.3)

平成14年10月 可不燃有料化
平成19年1月 ・容プラ有料化
・容プラ分別収集開始

	人口(人)
H17.10.1	146,684
H18.10.1	147,145
H19.10.1	148,004



有料化前後の不燃と容プラの総量推移

<グラフ4>

H19.1 容プラ有料化
分別開始

小型家電リサイクルに関する本市の取り組み

家庭で不用になったデジタルカメラやゲーム機などの小型電子機器のリサイクルを促進するため、平成25年4月1日に「小型家電リサイクル法」が施行されました。この法律は、制度に参加する市区町村や家電量販店が回収した小型電子機器を国が認定した事業者を集め、適正なリサイクルを促進しようとするものです。

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれており、日本で1年間に使用済みとなる小型家電は65万トン、そのうち有用な金属は28万トンで、金額にすると844億円分にもものぼる、という国の推計(平成24年)があります。一方で、小型家電は鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。しかし、全国的には鉄などの一部の金属を除いて、その大半が廃棄物の埋立地に処分されてきたという実態があり、また、違法な廃棄物回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているケースもあります。そこで、①小型家電に含まれている貴重な資源を大切に使う ②住環境を守るために適正な処理を行う という観点から小型家電のリサイクルを促進するため、いわゆる「小型家電リサイクル法」が制定され、関係者それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する、促進型の制度として定着を図っています。

小型家電リサイクル法では、パソコンを含む殆どの小型家電製品がその対象品目となっていますが、全ての対象品目が全国一律に回収されているわけではありません。回収が行われるのは参加した市区町村や一部の家電量販店等だけであり、回収される品目も市区町村や家電量販店によって異なっています。

【小型家電リサイクル法】

正式名称 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

施行 平成25年4月1日

目的 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。本制度は、関係者(消費者、事業者、市町村、小売業者、認定事業者など)が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なもの(28分類 96品目)を政令指定。

【各関係者のそれぞれの役割・取組と実施方法】

●消費者の責務

・小型家電製品を分別して排出

●市町村の責務

- ・分別して収集 ・認定事業者へ引渡す

●認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

●国

- ・再資源化事業計画の認定 ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査 ・認定の取消し

●実施方法

- ・市民が排出した小型家電を市町村等が回収し、認定事業者に引き渡して処理をする。
- ・回収方法は、①拠点ごとに回収ボックスを置く「ボックス回収」、②ごみ集積場に排出してもらう「ステーション回収」、③市民イベント等でブースを設けて行う「イベント回収」、④収集してきた不燃ごみ等からピックアップする「ピックアップ回収」、⑤「戸別収集」等があり、これらについては、各市町村の特性に合わせて回収方法を選択できる。

【促進の基本的方向】

- ・広域的かつ効率的な回収により、採算性を確保しつつ再資源化することが可能であり、関係者が工夫しながらそれぞれの実情に合わせリサイクルを実施する。
- ・消費者や国、地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者の適切な役割分担の下で積極的に参加することが必要である。

【全国での実績及び目標】

平成25年度回収量 約2万4千トン(市町村約2万500トン、小売店等約3,500トン)
 平成26年度回収量 約5万1千トン(市町村約3万9,000トン、小売店等約1万2千トン)
 平成27年度回収目標 14万トン(国民1人当たり年間約1kgの回収量)

【武蔵野市の実施状況】

●ピックアップ回収

- ・平成23年4月より「都市鉱山開発事務所」を立ち上げ、市内で排出される燃やせないごみ及び粗大ごみの中からピックアップした小型廃家電製品を選別・分解し、そこに含まれる「有用金属・希少金属」を回収し、有用資源を発掘しリサイクルする事業を開始した。平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施している。

収量

年度	品目	電動機類	基板類	コード類	金属複合物	ハードディスク	合計
		(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
23		11,440	2,860	1,480	14,130	—	29,910
24		9,610	2,670	1,280	22,900	130	36,590
25		11,350	1,960	1,240	19,640	30	34,220
26		10,750	1,500	910	0	0	13,160

* 金属複合物の回収は、平成26年2月以降休止

●イベント回収

- ・平成26年度より、例年秋に開催される環境フェスタ会場において小型家電のイベント回収を開始した。

平成26年度回収量 170kg(小型家電製品232個)

平成27年度回収量 450kg(" 397個)

【現状・課題】

- ・この制度は、リサイクル事業者が国の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可が不要となり、広域的かつ効率的に(多量の)小型家電を回収することができるようになることで、採算性を確保しつつ再資源化を可能にするための制度である。この事業成功の鍵は、市町村がいかに大量に小型家電製品を集め、良質な(有用金属のみ分別された)形で、認定事業者に引き渡すか、ということなので①収集、②有用金属類の選別 等について、いかにコストをかけずに行うか、が重要となる。
- ・①収集、②有用金属類の選別 についてはマンパワーが必要となる。そのため、収集方法の変更や新たな選別作業などを実施するとなると、十分な調査・検討が必要となる。市では、本制度が制定される前の平成23年4月から現在まで、プラットホーム内でのピックアップ回収を実施しており、量は少ないながらも有用金属類のみを事業者を引き渡している。
- ・「都市鉱山開発事務所」における作業は、ピックアップした小型家電の保管スペース、および、選別後の有用金属類の保管スペースに限界があることから、現状より規模が拡大できない。殊に、市内各地域の不燃ごみの収集が水曜日に集中しており、ピックアップすべき不燃ごみが水曜日に集中し大量に出るため、ピックアップ作業の効率が悪く、保管スペースが不足している。現状のごみ収集日を全面的に見直し、不燃ごみ収量の平準化がなされれば規模の拡大も可能となる。
- ・昨年度から金属の買い取り価格が急落している。一般的に小型家電から有用金属や希少金属等を分別したものは認定事業者により有価での引取りがあるが、小型家電を一切分別せず一律に引取りを依頼しているケースについては、逆有償となりかねない情勢である。有償なのでより多くの小型家電を収集するつもりで制度を導入したが、収集すればする程赤字が増えることになりかねなくなり、事業継続に苦慮しているという話も聞いている。
- ・しかしながら、本市のクリーンセンターで一体に処理している不燃・粗大ごみの平成26年度の年間処理量は2,276tと、新クリーンセンターの計画処理量2,184tを100t近く上回っている現状がある。このため、不燃ごみ中のリサイクル可能な金属製品や小型家電等を、クリーンセンターを介さず直接リサイクルルートに乗せることは、不燃ごみ搬入量を減ずるとともに、総合的な処理コストの低減も期待されることから、収集した小型家電製品を全量認定事業者を引き渡すリサイクル事業については、なお研究の余地がある。
- ・たとえば、現状の不燃ごみの中に小型家電製品と金属製品の含まれる割合が合計で50%前後あれば、現在月2回の不燃ごみの収集を1回とし、減らした1回分で小型家電製品と金属製品を資源物として戸別収集するという方策も考えられる。(現在、ごみの組成分析調査を実施しており、今月中に不燃ごみ中の小型家電製品と金属製品の割合および排出予測量を算出する予定)

武蔵野市における小型家電リサイクル法への対応についての考え方

1. 小型家電リサイクルを検討するにあたっての留意すべき点

(1) 小型家電リサイクル法の主旨

小型家電リサイクル法は、リサイクル事業者が国の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可が不要となり、広域的かつ効率的に（多量の）小型家電を回収することができるようになることで採算性を確保しつつ、再資源化を可能とするための制度である。

この事業成功の鍵は、市町村がいかに大量の小型家電製品を集め、良質な（有用金属のみ分別された）形で認定事業者へ引き渡すことができるかということである。また、分別された小型家電は有償で引き渡すことができることが想定されている。それを踏まえ、市町村は①収集、②有用金属類の選別等について、いかにコストをかけずに行うかが重要となる。

(2) 対象量

小型家電・金属（推定量）：400 t

(3) 課題

- ① 不燃ごみが現在、新クリーンセンター計画処理量を 100 t 近く超過している。
- ② 市内に小型家電のストックヤード及び中間処理施設がない。
⇒収集・回収手法及び中間処理の有無により、市が整備する新たな施設・設備が必要となる。
- ③ より効率的な収集・回収を行う必要がある。
- ④ 金属の買い取り価格が急落している。
- ⑤ <都市鉱山>「都市鉱山開発事務所」における作業について、小型家電等の保管スペースに限界があることから、現状より規模が拡大できない。
- ⑥ <都市鉱山>不燃ごみ収集が水曜日に集中しているため、ピックアップ作業の効率が悪い。

2. 手法案

(1) 市町村における回収方式について

	回収方式	概要
1	ボックス回収	○回収ボックスを様々な地点に設置し、排出者が使用済小型家電等直接投入する方式。 ○モデル事業での設置場所の例。公共施設、スーパー、家電販売店、ショッピングセンター、学校等。
2	分別収集 (戸別収集)	○現行の分別収集体制において定期的に行っている資源ごみ収集と併せて、使用済小型家電等に該当する分別区分を新設し、収集する方式。
3	ピックアップ回収 (都市鉱山)	○従来の分別区分にそって回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型家電等を選別する方式。
4	イベント回収	○地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型家電等を回収する方式。

(2) 回収方式の特性について

- 回収方式により、利点や必要となる費用が異なる。
- 同一方式でも複数の実施方式が考えられるため、地域特色に応じた方法で実施する必要がある。
- 回収率を確保するため、複数の回収方式を採用することも有効である。

(3) 収集・回収手法等の選択についての考え方

○より効率的な収集・回収の必要性

従前のコストで可能な収集・回収を検討すべき。多額なコストを前提とした制度設計は望ましくない。

○資源化の受皿の必要性

小型家電等資源化の受け皿として、多大なコストを要しない形で、複数の手法を組み合わせ、段階的な事業展開を検討する。そのことにより小型家電等の排出量をより詳細に把握し、次の事業に繋げる。

○現状において小型家電等の売払により収集・回収コストを賄うことは困難

昨年度から、事業者による金属類の買取価格が急落し、低迷している。それにより、先行して事業実施している市町村では、収集する程赤字となり、事業継続に苦慮しているところもある。

3. 収集・回収手法等の選択について

(1) 選択にあたっての判断要素

<ul style="list-style-type: none">○資源化量及びそれに要するコスト (効率的な回収・収集)○売払価格の動向○手法により必要な設備○民間事業者の動向	} 手法の選択 (複数の組合せも含め)
---	---------------------

(2) 小型家電等収集・回収について方向性

社会状況の変化(売払価格の改善)と費用対効果を踏まえ、中長期的な課題として、戸別収集の導入について検討を継続する。

当面は、小型家電等の資源化の受け皿として、多大なコストを要しない事業を段階的に導入する。

なお、小型家電等の資源化は不燃ごみ量を削減する効果があり、事業者による金属類の買取価格の上昇により、コストに見合った形での収集が可能性となることも考えられる。小型家電等の戸別収集を行う可能性を担保するためには、ストックヤードとして使用が可能な場所を想定し、確保しておく必要がある。

(3) 段階的な取組みイメージ

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	以降(売払価格等改善した場合)
事業	○都市鉱山(ピックアップ) ○イベント回収	○都市鉱山(ピックアップ) ○イベント回収 ○宅配回収協定(民間)	○都市鉱山(ピックアップ) ○イベント回収 ○宅配回収協定(民間) ○拠点回収(土・油)	○戸別収集 等

武蔵野市における集団回収の現状について

1. 目的

この要綱は、市内の住民団体等が、家庭廃棄物のうち再利用することができるもの（以下「資源物」という。）をごみにする前に回収し、再利用する武蔵野市資源物集団回収事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、事業を行う住民団体等及び事業者に対し補助金を交付することにより、資源物の再利用の推進及びごみの減量を図るとともに、ごみ問題に対する市民の関心を高めることを目的とする。

（武蔵野市資源物集団回収事業補助金交付要綱 第 1 条より）

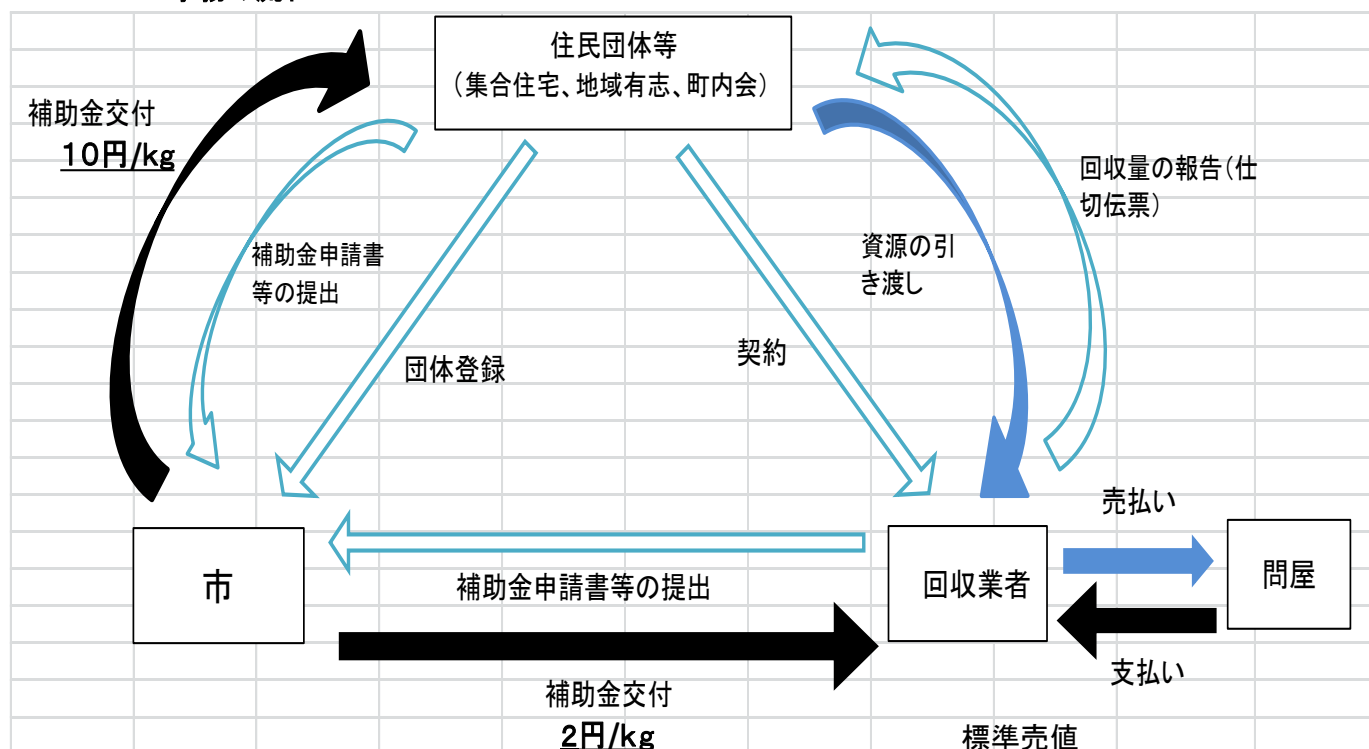
2. 住民団体登録

事業を利用することができる住民団体等は、むさしの市民で構成された住民団体等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 資源物の分別及び回収を自発的に行うこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) おおむね 20 世帯以上が参加していること。

（武蔵野市資源物集団回収事業補助金交付要綱 第 3 条より）

3. 事務の流れ



標準売値	
新聞	8～12
雑誌	6～10
段ボール	8～11

(H26.10.9 付) ¥/kg

- ・市は補助金申請書等に基づいて補助金の交付を年 2 回（上・下半期）行っている。
- ・団体より年 1 回実績報告書の提出を受け、補助金の使途について報告を受けている。

4. 住民団体等の実態（平成26年度）

(1) 内訳

住民団体等	合計		集合住宅中心		地域中心	
	団体数	世帯数	団体数	世帯数	団体数	世帯数
自治会・町内会	30	6,997	12	3,282	18	3,715
集合住宅・社宅	124	9,458	124	9,458		
機関・団体	2	131			2	131
学校PTA	2	638			2	638
地域有志	29	4,207			29	4,207
子供会	5	226	1	50	4	176
婦人会	1	50			1	50
合計	193	21,707	137	12,790	56	8,917

※都の調査(東京都区市町村清掃事業年報)に準拠して組織形態を設定

※武蔵野市全世帯数 73,872 世帯(人口統計 平成27年3月)

(2) 回収量

	合計	集合住宅中心	地域中心
数	193	137	56
回収量(kg)	3,327,870	1,996,284	1,331,586

5. 行政収集と集団回収の収集量（平成26年度）

H26 年度実績

単位:kg

	新聞	雑誌	ダンボール	布類	スチール缶	アルミ缶	びん類	紙パック	合計
行政収集	874,030	3,817,670	1,271,100	269,216	255,550	187,220	1,406,088	0	8,080,874
集団回収	1,621,670	1,053,713	438,481	128,829	22,719	44,515	0	17,943	3,327,870

※紙パックについては、行政収集は行っていないが拠点回収を行っている。（平成26年度実績は25,100kg）

6. コストについて（平成26年度）

集団回収 補助金総額（円）

住民団体等	34,038,700
回収業者	6,623,836
合計	40,662,536

※団体への年間4,000円の事務補助費含む。

（平成26年度 事務補助費760,000円）

《参考》

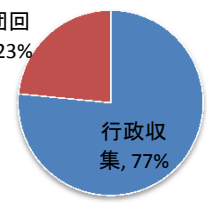
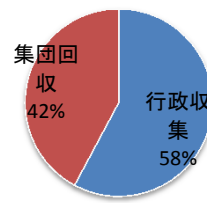
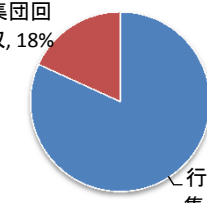
行政収集 収集経費（円）

古紙・古布	219,240,000
缶	126,878,000
びん	94,880,000

※平成26年度事業概要より

集団回収 他市比較調査表

※人口…東京都の人口(推計)H28.3.1現在の数字

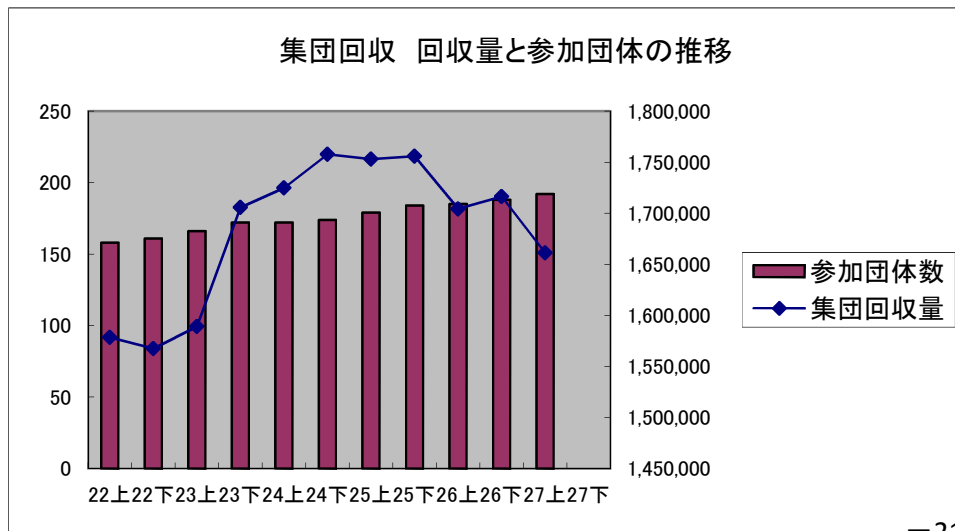
		武蔵野市 (人口:144,643)	青梅市 (人口:137,041)	小平市 (人口:190,261)	中野区 (人口:329,505)	杉並 (人口:565,698)
目的		再利用の推進、ごみ減量、市民意識の向上	ごみ減量、資源の有効利用、リサイクル型まちづくりの推進	ごみ減量、リサイクルの推進、生活環境の保全	ごみ減量、資源の有効利用の促進、循環型社会の実現に寄与	ごみ減量、資源の再利用
名目		補助金	報償金	補助金	報奨金	報奨金
対象品目		新聞・雑誌・ざつ紙・ダンボール・紙パック・アルミ缶・スチール缶・びん(1本0.7 [㊦])・古着	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・繊維・くず鉄類・アルミ類・びん	新聞・雑誌(ざつ紙)・ダンボール・紙パック・スチール缶・アルミ缶・びん・カレット・布類	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着古布・缶・びん	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古着・缶・びん
団体	数	193	234	125	220	488
	金額(円/ [㊦])	10円	8円…くず鉄類 9円…新聞、ダンボール、繊維 10円…雑誌、紙パック 15～16円…びん 20円…アルミ類	6円・9円…新聞、雑誌、ダンボール 7円…布類、スチール缶、カレット、びん(1本) 9円…紙パック 25円…アルミ缶	6円	6円(自治会・町会は7円)
	金額改定	なし	平成26年改定 →金額にあまり変更なし。品目を細かく分け、品目の名称変更を行う目的が強かった。	なし	なし	平成27年4月1日改定 『自治会・町会』のみ7円へ →区に自治会・町会として登録している団体が対象である。
回収業者	数	16	16	登録業者なし。 →団体より依頼があった場合は、東多摩再紙協(東多摩再資源化事業協同組合)を紹介し、業者の紹介を行っている。	25	27
	金額(円/ [㊦])	2円	1円…新聞、雑誌、ダンボール、紙パック 4円～16円…びん、カレット 5円…繊維、くず鉄類、アルミ類	なし →東多摩再紙協から各業者へのお金の流れは不明である。	なし →町会連合会に加入している団体は、回収業者へ3円/ [㊦] 支払っている。	なし
	金額改定	なし	なし	なし	なし	なし
申請機会		○年2回の申請(3月、10月半期) ○年1回の実績報告書提出	随時受け付けている。	年2回の申請(2月、8月)	年2回の申請(3月、9月)	年4回の申請(8月、11月、2月、5月)
自治会・町会		○地域を網羅するかたちで、各自治会・町会がない。 ○地域団体の1つとして活動している。	○地域を網羅するかたちで、各自治会・町会がある。 ○自治会と町会が中心となり、活発な活動が行われている。	○地域を網羅するかたちで、各自治会・町会がある。 ○自治会と集合住宅が中心となり活動が行われている。	○地域を網羅するかたちで、各町会がある。 ○町会・集合住宅が中心となり活動している。但し、町会に加入していない戸建でも参加が可能である。	○地域を網羅するかたちで、各自治会・町会がある。 ○自治会・町会が中心となり活動しており、回収量の半分を占めている。
備考			○特別報償金…回数に応じて年度の報償金総額に回収量の割合を掛けた額を交付している。→10回、11回=10% 12回以上=12%	○逆有償を防ぐため、東多摩再紙協より回収業者紹介を受けることが出来る。その場合、古紙の補助金が9円ではなく6円となる。(小平市は3円/ [㊦] 東多摩再紙協へ支払っている。)	○平成19年3月末で区古紙回収を廃止し、古紙は全て集団回収で回収している。 ○小規模事業所から排出される古紙については、集団回収に出せない為、可燃ごみとして出されている現状がある。 ○業者より、回収量の水増しが発覚し回収業者への罰則をどのようにするか、対応に追われている。	○運営はNPO法人すぎなみ環境ネットワークに委託(年間約1,000万)している。 →団体への対応はすぎなみ環境ネットワークが行っているが、報奨金の支払いについては区が行っている。業者への対応は全て区が行っている。
<資源物> 行政収集頻度		週1回…古紙・古着・びん・缶	月1回…新聞、雑誌・ざつ紙、ダンボール・紙パック、繊維 月2～3回(隔週)…びん、缶	週1回…新聞・雑誌・雑がみ・ダンボール・シュレッダーくず・古布類	週1回…びん・缶 ※古紙の行政収集はなし	週1回…古紙、びん・缶、
行政収集・集団回収	<資源物> 回収量(年/t)	○行政収集…10,865 ○集団回収…3,329	○行政収集…5,871 ○集団回収…4,282	○行政収集…9,797 ○集団回収…2,177	—	—
	割合				—	—

直近五か年の集団回収に関する推移

平成28年2月24日
第2回委員会参考資料

	新聞	雑誌	ダンボール	布類	スチール缶	アルミ缶	ビン類	紙パック	その他	計	団体補助金額	事業者補助金	補助金合計	団体数	参加世帯
22年度上半期実績	912,073	433,090	161,175	52,117	4,829	16,646	0	9,191	0	1,589,121	16,223,210	3,151,622	19,374,832	166団体	20,067
22年度下半期実績	942,980	490,583	184,863	56,750	5,900	15,964	0	8,646	0	1,705,686	17,400,860	3,397,612	20,798,472	172団体	21,200
22年度実績計	1,855,053	923,673	346,038	108,867	10,729	32,610	0	17,837	0	3,294,807	33,624,070	6,549,234	40,173,304		
23年度上半期実績	941,438	488,107	199,056	59,784	6,878	19,364	0	9,514	670	1,724,811	17,592,110	3,433,982	21,026,092	172団体	21,284
23年度下半期実績	954,784	511,937	199,583	58,224	6,651	17,466	0	8,554	600	1,757,799	17,925,990	3,502,118	21,428,108	174団体	21,317
23年度実績計	1,896,222	1,000,044	398,639	118,008	13,529	36,830	0	18,068	1,270	3,482,610	35,518,100	6,936,100	42,454,200		
24年度上半期実績	946,891	503,493	201,940	61,957	8,246	20,945	0	9,022	530	1,753,024	17,882,350	3,488,608	21,370,958	179団体	21,948
24年度下半期実績	933,700	514,925	207,730	62,062	8,995	18,961	0	8,523	1,060	1,755,956	17,927,560	3,493,252	21,420,812	184団体	20,890
24年度実績計	1,880,591	1,018,418	409,670	124,019	17,241	39,906	0	17,545	1,590	3,508,980	35,809,910	6,981,860	42,791,770		
25年度上半期実績	877,230	511,860	211,948	61,419	10,107	22,785	0	8,984	0	1,704,333	17,413,330	3,389,706	20,803,036	185団体	21,054
25年度下半期実績	858,525	539,630	217,397	61,652	10,258	20,060	0	8,894	0	1,716,416	17,540,160	3,416,792	20,956,952	188団体	21,334
25年度実績計	1,735,755	1,051,490	429,345	123,071	20,365	42,845	0	17,878	0	3,420,749	34,953,490	6,806,498	41,759,988		
26年度上半期実績	815,558	517,991	218,934	65,229	11,254	22,853	0	9,437	0	1,661,256	16,990,560	3,304,952	20,295,512	189団体	21,463
26年度下半期実績	806,112	535,722	219,547	63,600	11,465	21,662	0	8,506	0	1,666,614	17,048,140	3,318,884	20,367,024	193団体	21,707
26年度実績計	1,621,670	1,053,713	438,481	128,829	22,719	44,515	0	17,943	0	3,327,870	34,038,700	6,623,836	40,662,536		
27年度上半期実績	753,780	520,682	220,352	71,164	11,479	24,329	0	8,310	0	1,610,096	16,484,960	3,206,306	19,691,266	192団体	21,876
27年度下半期実績							0		0	0			0		
26年度実績計	753,780	520,682	220,352	71,164	11,479	24,329	0	8,310	0	1,610,096	16,484,960	3,206,306	19,691,266		

単位:kg



参加世帯1件あたりの資源物排出量(kg/6か月)

	新聞	雑誌	ダンボール	布類	スチール缶	アルミ缶	ビン類	紙パック	その他	計
22上	45.5	21.6	8.0	2.6	0.2	0.8	0.0	0.5	0.0	79.2
22下	44.5	23.1	8.7	2.7	0.3	0.8	0.0	0.4	0.0	80.5
23上	44.2	22.9	9.4	2.8	0.3	0.9	0.0	0.4	0.0	81.0
23下	44.8	24.0	9.4	2.7	0.3	0.8	0.0	0.4	0.0	82.5
24上	43.1	22.9	9.2	2.8	0.4	1.0	0.0	0.4	0.0	79.9
24下	44.7	24.6	9.9	3.0	0.4	0.9	0.0	0.4	0.1	84.1
25上	41.7	24.3	10.1	2.9	0.5	1.1	0.0	0.4	0.0	81.0
25下	40.2	25.3	10.2	2.9	0.5	0.9	0.0	0.4	0.0	80.5
26上	38.0	24.1	10.2	3.0	0.5	1.1	0.0	0.4	0.0	77.4
26下	37.6	25.0	10.2	3.0	0.5	1.0	0.0	0.4	0.0	77.7
27上	35.1	24.3	10.3	3.3	0.5	1.1	0.0	0.4	0.0	75.0
27下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※参加世帯数は団体自己申告のため、正確な実態を把握しているとは言い難い。

集団回収の課題

1. 現在の集団回収の目的

武蔵野市における集団回収補助制度は、昭和 53 年以来、**ごみの減量・資源化**、そして**ごみ問題への啓発**を目的として実施されてきました。集団回収により資源物を回収することで、行政収集される可燃ごみや資源ごみの収集量を削減するとともに、集団回収に関わる市民が自ら直接回収に関わることで、ごみの減量・資源化に係る意識が涵養されることを目的として実施されてきたものです。

集団回収補助制度の開始した昭和 53 年には、古紙類の行政回収が隔週で開始されています。そして、平成 9 年度以降、古紙類の行政収集の頻度は週 1 となりました。週 1 回行政収集が行われることで、集団回収が行政収集を補完する意味合いは希薄となっています。

2. 制度としての課題

(1) 補助金取得が目的化しやすい制度

補助金額は資源物回収量に比例していることにより、資源物を集め、補助金を取得することが目的化している傾向があります。一方で、**啓発等取り組みについては、補助金額に反映しません。**

(2) コスト面での意義が不明確

集団回収とあわせて、毎週行政収集も行われています。資源物の分別・資源化により、行政収集量が削減される意義はありますが、行政収集コストの削減効果は不明確です。

<コスト面での効果についての考え方>

- 現状は、結果的に、**行政収集コストに上乗せして、集団回収の補助金を支出しています。**集団回収事業の意義について、経費から算出した重量当たりのコストが行政収集コストより安いことをもって評価することが往々に行われています。このことは、実態を反映していない一面的な評価と言わざるを得ないと考えます。本市においては、集団回収の実施の有無に関わらず、地域を網羅して行政収集を実施しなければならないため、単純な比較はできません。
- 集団回収実施による行政収集量の削減効果は、車両台数ではなく往復頻度に影響するものと考えられるため、行政コスト縮減への効果を明確にすることは困難であり、効果は限定的なものと考えられます。**古紙の行政収集委託において、経費の根拠は収集車両の延べ台数によるものです。また、実際の収集にあたっては、新聞、雑紙、ダンボールの区分毎に車両を仕立てて、量の増減は中間処理施設への往復頻度により対応しています。

3. 現状の課題

(1) 市民のごみ回収への関与が希薄な集団回収団体の増加

市民の関与は啓発に繋がるものです。

例えば、管理人がごみ置き場を管理し、24 時間排出が可能な共同住宅では、住民は集団回

取に関わっているという意識があまりない中で排出された資源物が管理人により整理され、それが資源回収事業者回収され、市から補助金が支払われます。しかも、補助金はマンションの管理経費に充当されています。このような形での事業実施は、市民の啓発に資するという事業目的とかい離したものと考えます。

(2) 地域団体の疲弊

地域で活動してきた集団回収は、市民自身が大きく関わることで行われることで、事業目的と合致し、かつ、コミュニティの醸成に資する活動が行われてきました。しかし、主たる担い手の固定化・高齢化そして、建物の建て替え等に伴うごみ置き場の設置の困難により、活動を休止していく団体が増加する傾向にあります。

4. 課題を踏まえた検討

(1) 事業目的

- ・ 事業目的の再確認

(2) 補助制度の在り方

- ・ 制度設計（事業効果を明確化する）

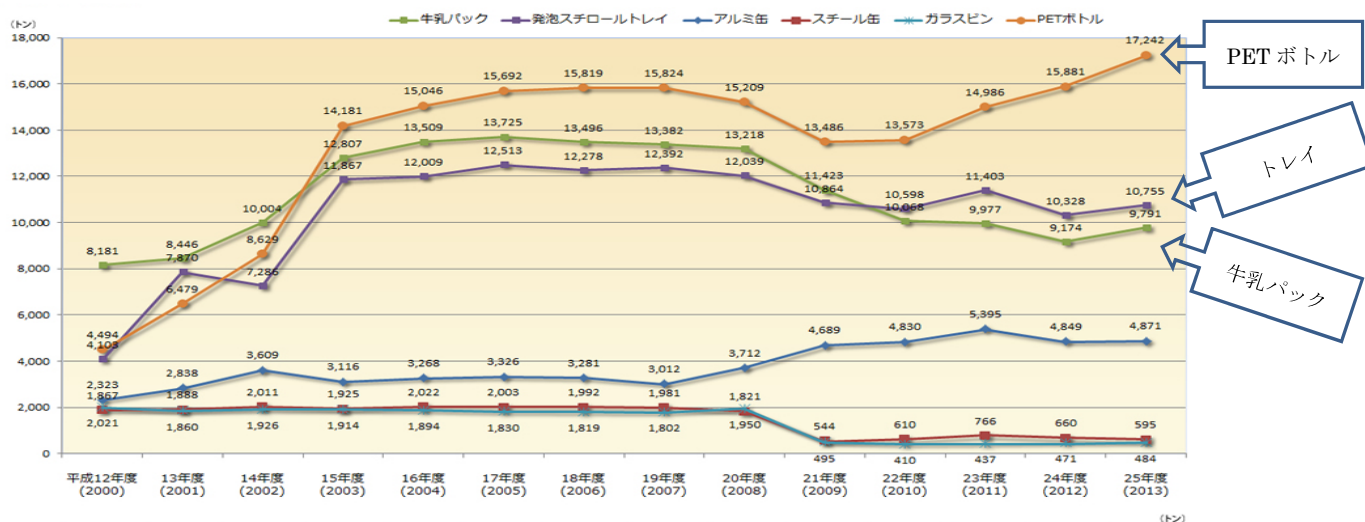
店頭回収の現状について

1、わが国における店頭回収

(1) 店頭回収の現状

スーパー等が行っている白色トレイやペットボトル等の店頭回収は、容器包装リサイクル法に定められた責務を超えて、事業者の社会的責務や地域貢献活動として位置付けられるなか、自主的な取組みとして社会に定着している。

(2) 店頭回収量の推移 (日本チェーンストア協会 HP データより)



	平成12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)
牛乳パック	8,181	8,446	10,004	12,807	13,509	13,725	13,496	13,382	13,218	11,423	10,068	9,977	9,174	9,791
発泡スチロールトレイ	4,103	7,870	7,286	11,867	12,009	12,513	12,278	12,392	12,039	10,864	10,598	11,403	10,328	10,755
アルミ缶	2,323	2,838	3,609	3,116	3,268	3,326	3,281	3,012	3,712	4,689	4,830	5,395	4,849	4,871
スチール缶	1,867	1,888	2,011	1,925	2,022	2,003	1,992	1,981	1,821	544	610	766	660	595
ガラスビン	2,021	1,860	1,926	1,914	1,894	1,830	1,819	1,802	1,950	495	410	437	471	484
PETボトル	4,494	6,479	8,629	14,181	15,046	15,692	15,819	15,824	15,209	13,486	13,573	14,986	15,881	17,242

(3) 全国でのスーパーのアンケート調査 (発送数 446 有効回答数 65)

(発行者 容器包装の多様な回収研究会 民間回収ルート実態調査 報告書より)

1) 店頭回収の実施理由 選択式 (複数回答)

	回答数	割合
事業者としての社会的責任	57	88%
地域貢献活動	36	55%
消費者からの要望	36	55%
引き取ってくれるリサイクル業者がいる	24	37%

2) 自治体との協力関係 選択式 (複数回答)

	回答数	割合
特に協力関係はない	40	62%
自治体が集めてリサイクルしている	18	28%

自治体からPRしてもらっている	10	15%
自治体と協議や話し合いの場がある	8	12%
回収のための資機材の支援がある	6	9%
資材が提供される	3	5%
助成金や補助金が交付されている	1	2%

3) 店頭回収している品目

	回答数	
牛乳パック	62	95%
色トレイ	50	77%
白色トレイ	41	63%
PET ボトル	33	51%
PET ボトルキャップ	20	31%
アルミ缶	18	28%
スチール缶	16	25%
ガラスびん (リユースびん)	14	22%
卵パック	13	20%
ガラスびん (全部)	10	15%

4) 店頭回収についての考え

スーパーとして店頭回収をするのは当然だが、現状にとどめたい	39%
スーパーに期待される役割が大きすぎるので、 負担を軽減することを考えてほしい	28%
スーパーの役割・責務として今以上に店頭回収を推進していきたい	27%
自治体の回収が行われているので本来はスーパーが店頭回収する 必要はないと思う	3%
その他	3%

5) 店頭回収を実施する上での課題 選択式 (複数回答)

	回答数	
分別が悪く、異物の混入が多い	43	66%
回収容器の管理など店舗側の人手がかかりすぎる	40	62%
量が集まりすぎて、スペースや人手が足りない	37	57%
店頭からの収集や選別の費用がかかりすぎる	14	22%
引き取ってくれるリサイクル業者の確保が難しい	6	9%
廃棄物処理法上の規則がネックになっている (許可を求められる等)	6	9%
自治体との協力関係に課題がある	9	14%
その他	1	2%

6) 店頭回収に関する自由意見

- ・リサイクルの持ち込みの基準を明確にして消費者にPRしてもらいたい
- ・スーパーが店頭回収に協力するのはいいが、せめて行政で袋の負担や回収はしてほしい。
- ・トレイの回収はごみとの選別で、手間が掛かりすぎる。できればたくない。
- ・店頭回収は事業者のCSRとして取り組んでいるが、やりたくないのが本音
- ・洗って回収するルールだが、一部の心無いお客様に守られていなく、店舗での回収時の負担が多い。
- ・店頭回収している店への支援の応援策はほしいが、マニュアルや決め事はほしくない。市民、消費者が分別しやすく持ち込みやすい環境づくりに応援してほしい。
- ・従来は行政が中心となって行ってきたが、現状は行政に多く望むことは困難な時代となってきた。スーパーマーケットも出来る限りの事を行い地域社会貢献する使命があると感じている。
- ・協力や補助金など何らかの手伝いがほしい。
- ・スーパー側の費用負担を軽減してほしい。

2 武蔵野市における店頭回収

(1) 武蔵野市における店頭回収について調査を行うにあたって

事業者による店頭回収は、一般廃棄物の処理にあたって重要な役割を果たしているにもかかわらず、個々の店舗の回収量等といった現状があまり知られることがなく、また、武蔵野市も詳細な把握を行っていないのが現状である。そのため、アンケート等により、現状の把握を行うものである。

(2) 武蔵野市における店頭回収の取組み状況 (市のHPより)

自主回収施設	住所	牛乳パック	ペットボトル	食品トレイ	缶
ライフ吉祥寺駅南	吉祥寺南町 2-3-15	○	○	○	—
西友吉祥寺店	吉祥寺本町 1-12-10	○	—	○	—
紀ノ国屋吉祥寺店	吉祥寺本町 3-7-3	○	○	○	—
マルエツプチ吉祥寺店	吉祥寺北町 1-1-1	○	○	○	—
三鷹東急ストア	中町 1-7-5	○	○	○	—
キッチンコート三鷹店	中町 1-12-10	○	○	○	—
ミニコープ武蔵野店	中町 2-29-14	○	○	○	アルミ缶
いなげや武蔵野西久保店	西久保 2-14-1	○	○	○	—
サミットストア武蔵野緑町店	緑町 1-3-13	○	○	○	アルミ缶
京王ストアむさしの店	緑町 1-3-15	○	○	○	—
いなげや武蔵野関前店	関前 1-9-7	○	○	○	—
エコス TAIRAYA 武蔵境店	境 2-3-21	○	○	○	アルミ缶
いなげや ina21 武蔵野桜堤店	境 5-6-23	○	○	○	—
イトーヨーカドー武蔵境店	境南町 2-3-6	○	○	○	ア・ス缶
グルメシティ武蔵境店	境南町 4-16-3	○	—	○	—

※ア缶はアルミ缶 ス缶はスチール缶

(3) 市内事業者へのアンケート調査結果

1) 対象

市内の店頭回収を実施しているスーパー等（おもに多量排出事業所） 8 店舗

回答 7 店舗

2) 実施の理由（複数回答）

	回答数
・事業者としての社会的責任があるから	7 店舗
・消費者からの要望	3 店舗
・地域貢献活動だから	3 店舗
・業界としての申し合わせによる	2 店舗
・自治体からの要請があったから	1 店舗
・消費者、自治体、事業者等による協議会等の申し合わせによる	1 店舗
・スーパーの機能として店頭回収は合理的だと思うから	1 店舗

3) 回収品目と回収容器

	回答数	回答数
・トレイ（色付きも含めて） 専用回収BOX	4 店舗	無回答 3 店舗
・牛乳パック 専用回収BOX	4 店舗	無回答 3 店舗
・PET ボトル 専用回収BOX	4 店舗	無回答 3 店舗

*PET ボトル 3 月までには自動圧縮回収機を導入 1 店舗

4) 1 日の袋の交換頻度と従事者

回答数	従事者	回答数
・ 2～3 回 3 店舗	・ 1 人 3 店舗	
・ 1 回 2 店舗	・ 1～2 人 3 店舗	
・ 1～2 回 1 店舗	・ 無回答 1 店舗	
・ 3～4 回 1 店舗		

5) 店頭回収により集められた資源物を配送する回数

回答数
・ 月 10 回 4 店舗
・ 毎日 1 店舗
・ 週 3 回 1 店舗
・ 月 4 回 1 店舗

6) 収集運搬

回答数	
・商品の配送の戻り便で店頭回収物を自社センターへ	5 店舗
・廃棄物業者に委託して運搬している	2 店舗

7) 店頭回収における課題や問題点 (複数回答)

	回答数
・分別が悪く異物の混入。	5 店舗
・回収容器の管理など店舗側の人手がかかりすぎる。	4 店舗
・量が集まりすぎてスペースや人手が足りない	1 店舗
・その他	1 店舗

店頭に設置するリサイクルBOXが、どうしてもサイズが大きくなるため、設置場所に困る。

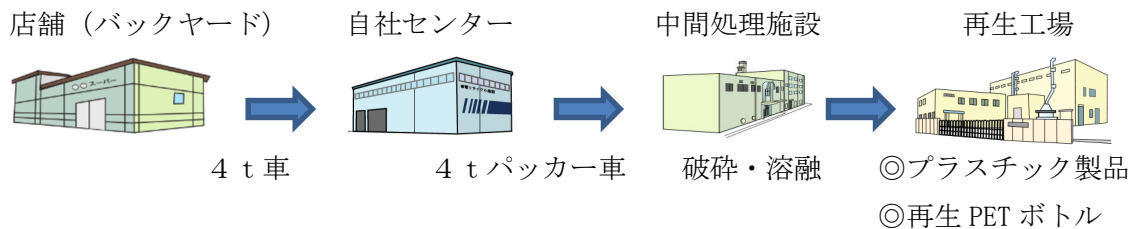
3 本市の考え方

行政収集頻度や効率化などの課題を検討するにあたっては、民間主体の回収である店頭回収など様々なリサイクルルートを含めて考える必要がある。事業者による自主的な取り組みを全体のごみ処理の中に明確に位置づけ、店頭回収等の充実を図ることを通じて、行政収集の効率的なあり方の検討を行うものである。

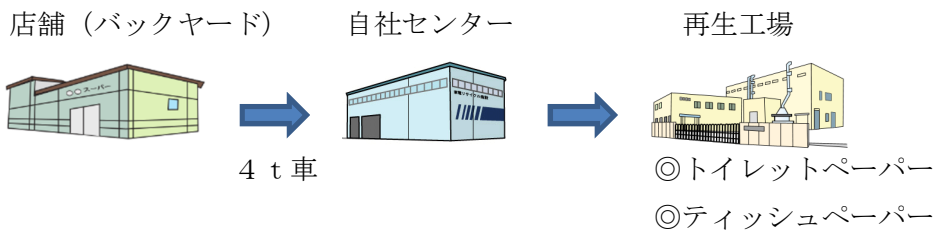
(参考) 店舗から再商品化までの流れ

A店舗の場合

○発泡トレイ・PET ボトルの流れ



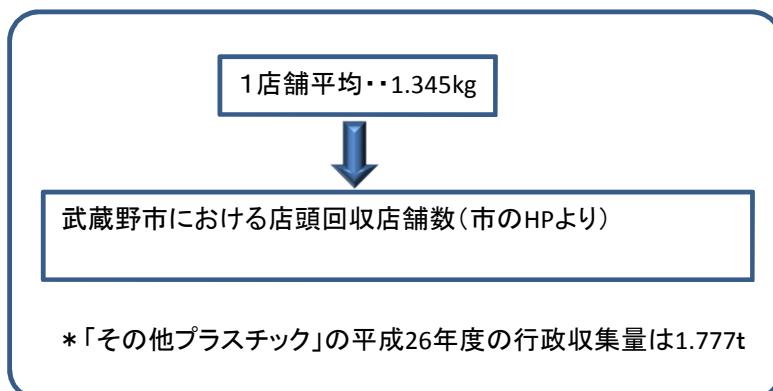
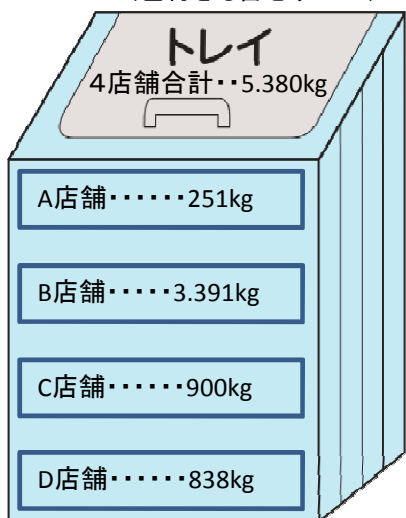
○牛乳パック



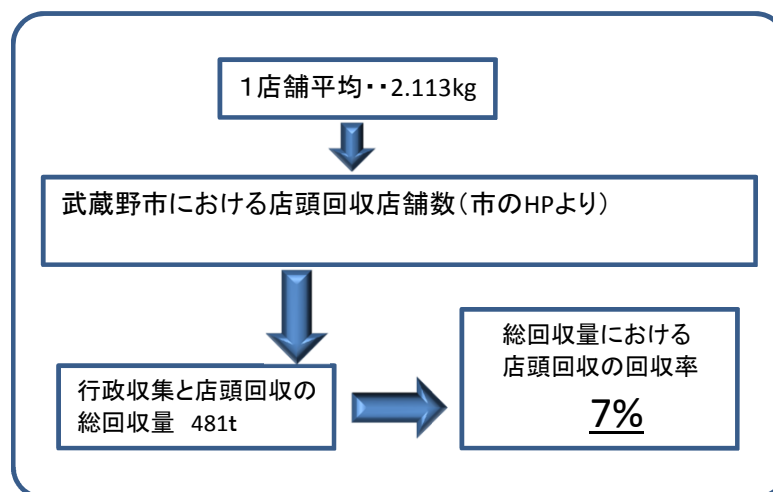
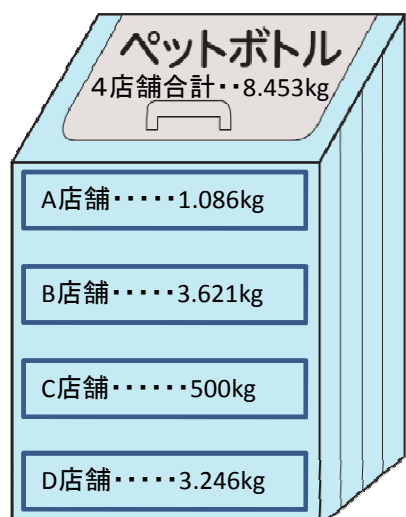
H26年度 スーパーの店頭回収による年間収集量試算(アンケート回答による収集量より)

※アンケート回答店舗数15店舗中4店舗、うち1店舗は総店舗の合計量であったので

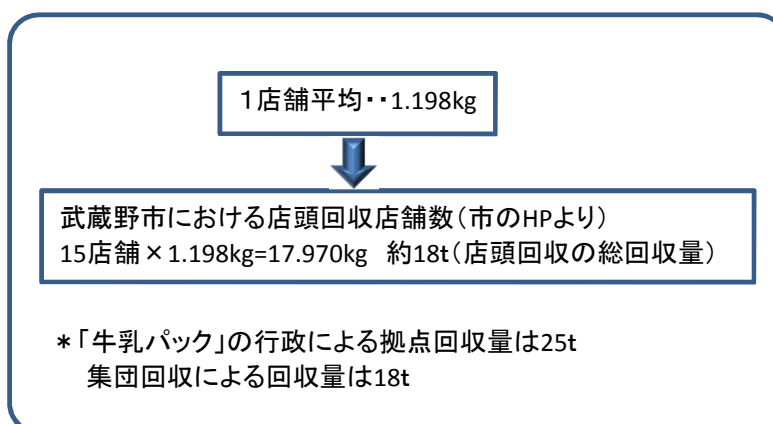
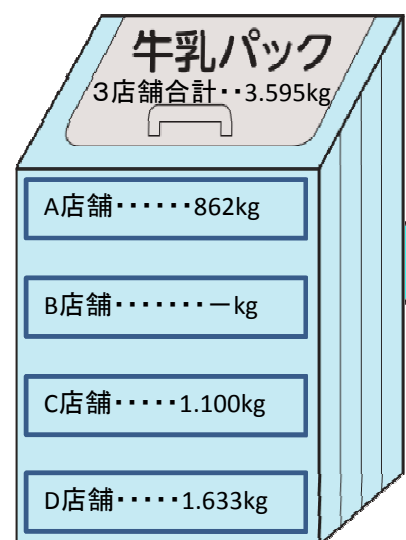
(色付きも含むすべて) 1店舗あたりの平均値を算出した。これらにより試算を行った。



※「その他プラスチック」の行政収集量1.777tのうち白色トレイとして中間処理場で分別された回収量は1.2t(収集業者からの報告書より)



※「ペットボトル」の平成26年度の行政収集回収量は449t



新聞販売店による自主回収の現状について

武蔵野市に新聞を配達している **26 店舗**を対象に、アンケートと聞き取り調査を実施した結果、**22 店舗**から回答をいただきました。自主回収を行っている店舗は **21 店舗**、行っていない店舗は **1 店舗**という結果となりました。

1. 販売店について

○市内、市外の販売店（26 店舗）の割合

- 武蔵野市 13 店舗
- 三鷹市 9 店舗
- 西東京市 3 店舗
- 小金井市 1 店舗

※市外の販売店に関しては、武蔵野市での配布数について対象とした。

○新聞社（6 紙）

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞、日本経済新聞

武蔵野市と多摩 26 市全体との新聞購読部数比較

地区名	地区計	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	日経新聞	産経新聞	東京新聞
東京都 武蔵野市(扱部数)	51,400	20,250	4,250	14,500	8,000	2,200	2,200
一人当たり購読数の本市と全体との比較(本市/地区全体) *「地区全体を 100%とした場合	132%	151%	209%	92%	196%	117%	115%

*各新聞の扱部数は、(株)朝日オリコミの「新聞折込広告部数表」(2015. 10. 1 現在)による。

*一人当たり購読数を算出するにあたっての人口は「多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2014(平成 26)年版」による。

《これより先はアンケートへの回答のあった販売店 21 店舗からの回答をもとに集計を行った。》

2. 自主回収実施における背景・目的

- お客様サービスのため。
- 販売店回収ということが強く言われるようになったため。
- 市からの要請があったため。

3. 回収の仕組み

(1) 回収形態

各販売店により様々であるが、大きく分けて 3 通りの回収方法がある。

○自社スタッフによる回収 … **8 社**

自社スタッフが集金や夕刊の配達時に回収を行える販売店に多く見られる。
回収業者は、販売店から新聞を回収している。

○自社スタッフ+回収業者 … **5 社**

回収エリアが分かれており、エリアごとに自社スタッフと回収業者が別々に回収を行っている。

○業者 … **8 社**

回収の全てを回収業者へ任せている。しかし、電話対応などは自社スタッフが行っている。

		総合的な課題の整理 委員会での委員意見	
		平成29年2月20日 第7回委員会資料	
事業	検討すべき課題	第5回	
集団回収	○目的	<p>○地域コミュニティの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充について ・ 集団回収の原点である地域コミュニティの拡充に向けたような取り組みを行うか。 ・ 「集団回収を介してのコミュニティの醸成」と言う視点は現状において有効であるのか。 ・ 集合住宅における集団回収は必ずしも地域コミュニティの醸成にはつながっていかない。どのように対応すべきか。 ・ 団体の「高齢化」への対応方法について。 ・ 福祉・防災の観点も含めた行政の支援の在り方について <p>○集団回収事業の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収事業は拡大すべきか ・ 集団回収率を拡大するための具体的な方策について 	<p>集団回収の目的について</p> <p>○集団回収という一つの活動を足掛かりに、福祉の活動や防災防犯活動などをコミュニティの活動としてうまくつなげられると良いのだが、市民の力だけでつなげていけるとは思えない。行政が「さあ地域の皆さん、やりましょう！」と先頭に立って旗を振らないと無理なことだろうと思っている。</p> <p>○目的は近隣の人とのコミュニティづくり。福祉の会を中心にコミュニティづくりをしているが、これによって全ての人と接点を持つことは難しい。これを集団回収で特に近隣の人がつながり、助け合いが進むことを願う。</p> <p>○行政の古紙回収は月1回にするということを5年後の目標にしたい。最終的には市の回収がなくなった方が良く思っているが、どう考えても100%無くすというのは現実的ではない気がするので、とりあえず行政収集を月に1回にする。いま月1回の集団回収を見ているが、集団回収の回収日以外は行政収集に出している人もいるため、本来の意義からしたら中途半端と感じている。そこで、行政収集も一緒に月1回の収集にしてくれば、もう少し集団回収の方に皆が参加してくれると思う。</p> <p>○色々な所にコミセンという言葉が見られるが、現状でもコミセンは行政の方から色々な要望を寄せられており、コミセンは自主運営・自主管理と言われつつも様々なことをやらなくてはならず、新しい関係性の構築は簡単ではない。コミセンがスタートするときに、環境に関連する活動を義務付けるようなことがあれば、例えば集団回収のような回収事業ができていたのではないかと。</p> <p>○他のコミセンが牛乳パックの拠点回収を開始したのも、年賀ハガキの回収事業で、北コミセンにもものすごい勢いで集まるのも、北コミセンでの牛乳パック回収事業が住民に浸透したからだと思っている。住民パワーは、コミュニティを動かすことのできるものだと思う。</p> <p>○集団回収というのは、具体的に皆で体を動かすことで仲間づくりができる、良いコミュニティづくりの一つの道具だと考えればよいのではないかと。</p> <p>○集団回収を介した地域コミュニティ作りの難しさに関して書かれていることが現実だと思う。地域のコミュニティづくりは集団回収に限らず、コミュニティづくりを優先して、結果的に色々動ければと思う。10年、20年先のことを考えると高齢化が目に見えている。具体的な策はあまりないが、市の啓発活動は非常に大事であると思う。すなわち、短期的でなく10年、20年の視点で「孤独死にならないようにお互い仲良くなりましょう」といったことを、今から粘り強くやるべきではないかと思う。</p> <p>○町内会で集団回収を行っている。町会費が1か月で50円、半年で300円分だけで賄われているのは集団回収のおかげである。ただ、町会の年齢層がかなり高齢なので、違ったところにシフトしていかないと集団回収が続かないと思う。集団回収のお金が町会が賄われているので、高齢化は考えていかないといけない問題だと思う。</p> <p>○集団回収を「コミュニティの活性化につなげるべき」など、どういう理念をもってやっているかということとはとても大事だとは思いますが、一方で税金抑制のために少しでも集団回収を広げたいのであれば、どんな動機であれ集団回収に参加する人が多いことも大事ではないか。数百戸あるマンションのインパクトは非常に大きく、参加者をどれだけ増やせるかということの方がパワフルなのではないかと思う。自分のマンションでは牛乳パックもたくさん集まっているし、ごみの集積所は整然としているが、住民は誰も本来の理念は知らないし、税金を少しでも抑制したいという話についても知らないと思うが、実態としてはそういうことも良いとしていかないと視野は広がらないのではないかと。</p> <p>○私は分譲マンションに住んでいて、理事会の理事も務めているが補助金の使途として管理費や修繕積立金という認識を持っている人が非常に多く、ごみをいかに抑制するかという意識を持っている住民はほとんどいないと思う。集団回収等に関する意識・動機、目的を考えて参画しているru人はどれほどいるのかなということを感じる。動機がどうであっても、そこに参画する人を増やすことが重要になってくると感じるとともに、旗振り役に誰がなるかを見つけて動いていくのが非常に難しいと思っている。</p> <p>○マンションというのはなかなかこちらを向いてくれない。これから行政がどうやって啓発して広報していくかが大事なことであり、無関心な市民がちよっとでも振り向いてくれるように必要なのをこの委員会から発信していくことが私たちの役割だと思う。自分の周囲でも行政がやってくれるからそれとおりにやっているという感じで、どうやったらごみを減らせるかとか、回収をどういう風にするかということに対しての意識がないと感じている。</p> <p>○私の住んでいる周辺では古くからの市民は何もして来ず、他所から引っ越してきた人が、今までは町内会があったのに、町内会が無いのでどうしたら良いかとコミセンに問い合わせたり、何かできることはないかと声を上げてくれた。福祉の会がそれに代えて受け皿のような役をしてコミュニティが良くなってきたと思う。とっかかりがなく困っているのは、受けてくれる組織や人がないからだと思うが、声を上げることが大事だと思う。</p> <p>○小学生単位では、地区にある学校単位で集団回収をすると子どもの頃から教育することができて、さらに資源を回収する拠点もできるのでよいのではないかと。</p>
	○補助金の在り方	<p>○補助金の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額は適正かどうか ・ 補助金額を増額（減額）する場合、どのような要件が必要か ・ 補助金以外に団体の活動を支援する方策の検討 	<p>補助金について</p> <p>○補助金について、キャッシュではなく「むちゅー券」等の地域通貨を後押しする仕組みの可能性に関するご意見があったが、他区や他市でも商店会の券を巻き込んでやっていて、区や市全体が活性化につながるということを聞いている。市の券だけでなく商店会の券なども使っていくというのは、新しい意見でとても良かったと思う。</p> <p>○グループで3年ぐらい地域通貨を皆さんにお配りしたが、後で聞くと、結構多くの人が使い損ねてしまったと言っていた。高齢者が多いと、そういうこともあると思う。全部のお店で使えればいいのだが。使わないで無駄にしてしまうというのはもったいないと思う。</p> <p>○新しいタイプの団体活動を考えていくと、たとえばPTA、学童など、新しい若い世代につながるようなコミュニティの形成の仕方の可能性があるかと思うが、そこで補助金の使い道が制限されることで、そういったものにそぐわない形ができてしまうように思った。補助金の使途については、その枠を少し広げて考えるということは今後可能なのか。</p> <p>○補助金の使途について、最近ではマンションの管理費・修繕代に機械的に回され意義が全然感じられないという話があった。やはり、行政が使い道を指導していくべきではないかと思う。たとえば、共通の防災グッズを買ったり、同好会を作るとすればその援助金に使う、といった指導をしていったら良いのではないかと。</p> <p>○補助の在り方としては、地域コミュニティの醸成を進めていくということを目的とつたて、目的に沿った使い方をしたいと思う。</p> <p>○世話人の手当の話に関してだが、集団回収団体が潰れていってしまうのは「お手伝いをするよ」という人はいるが、中心になって世話役を引き受ける人がなかなかいないため。それなりの責任を持ってやらないといけない立場になるので、その人たちのことは一考を要するのではないかと。</p>
	○その他	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収品目の拡大（廃食用油等） ・ 集団の属性により異なる支援方法の検討 	<p>その他</p> <p>○集団回収で、現実になかなか行われていないびん、スチール缶、ペットボトルがある。集めにくいもの、すなわちペットボトルやびんなどについて補助金を高めに設定した方がよいのではないかと。</p>

事業		検討すべき課題	第6回
集団回収	○目的	<p>○地域コミュニティの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充について ・集団回収の原点である地域コミュニティの拡充に向けたような取り組みを行うか。 ・「集団回収を介してのコミュニティの醸成」という視点は現状において有効であるのか。 ・集合住宅における集団回収は必ずしも地域コミュニティの醸成にはつながらない。どのように対応すべきか。 ・団体の「高齢化」への対応方法について。 ・福祉・防災の観点も含めた行政の支援の在り方について。 <p>○集団回収事業の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収事業は拡大すべきか ・集団回収率を拡大するための具体的な方策について 	<p>集団回収について</p> <p>○「コミュニティがあるから集団回収ができる」のか、「集団回収をしてコミュニティを作る」のかという話があるが、これからコミュニティ作りをするということは難しいと感ずる。集団回収をしている団体も高齢化すると、集団回収を継続していくにはどうしたら良いか知恵を出さなければならない。学校単位の場合PTAが主体となるが色々難しい。行政の力を借りる手もあると思うが、本来は自分たちの力でやるべきものとも思う。そここのところが自分自身の中でも、插り込んでいる。</p> <p>○集団回収をやっていく中で、地域のコミュニティが作られてきたという経緯がある。高齢者がお互い支えあうことや、災害時の助け合い、子供たちの見守りなど、色々な問題が起きている中で、地域のコミュニティこそ大事であると思う。コミュニティづくりは、基本的には地域がやっていくことではあるが、地域に任せておけばできるということでもなく、「行政はどう考えているのか」ということは絶えず市民の中にあるので、行政もそのつもりで応援して欲しい。「皆さん、ぜひそれでやって欲しい」ということが示されれば、市民が頑張るきっかけになるのではないかと思います。</p> <p>○「地域フォーラム」という事業が始められているが、テーマとして具体的な取り組み材料がないと、なかなか盛り上がらない。集団回収をその材料として取り上げたらどうかと思う。</p> <p>○拡大生産者責任により最終的には市の回収がなくなった方が良いという意見に賛成。ただし、それを補完する集団回収について、これから新しく始めることは、困難であろうと思う。古紙について、集団回収もやりながら行政回収にも出すという団体もあるようだが、そこは見直しをして欲しい。高齢化によって、紙などの資源物を運ぶことが難しくなっているならば、集団回収は行わないことにして、新聞販売店さんに回収してもらい、ゆくゆくは行政回収はしないところまでいければと思う。</p> <p>○集団回収の意義を何に求めるのか。リサイクルを推進するという大きな目標があるのは確かで、もう一つは、経費を減らすという目的。そこに、コミュニティの醸成という一種福祉的な効果もあるだろうと思うのだが、戸建ての人はごみ減量意識が高くマンションの人は意識が低い、という線引きは難しいのではないかと思います。</p> <p>○「コミュニティの醸成」は、集団回収事業の目的としてあった方が良くと思う。ただし「コミュニティの醸成」というのは、資源物の集団回収を実際的にどうしていくか、という話とは違い、もっと次元の高い長期的な視点の話だと思う。資源物の集団回収のあり方を検討する場合、補助金額など具体的な内容の検討になるが「コミュニティの醸成」は、非常に長期的な視野に立った、市の大方針としてずっと続けていく問題、といったニュアンスを持っていると思う。</p> <p>○大半の市民は分別方法や排出日を、市の決まりを守ってごみ出ししてさえいれば良い、という考え方だと思う。だが、市民も自分のごみ減量について、もっと自分の問題として考えないとならないと思う。そのようにごみの排出に対する責任を考えると意味で、集団回収を広めていくことは良いことだと思う。</p> <p>○集団回収事業における「コミュニティの醸成」に関して、実際に携わっている立場ではそれができていると感ずる。活動をやっていることで、関わりのある人が自分で提案して動いてくれるようになった。そのような関わりができるので「コミュニティの醸成」は目的に入れた方が良くと思う。</p> <p>○190以上ある団体全部の状況はわからない。一度、全部の団体にアンケートを取ってそれを基にしながら議論してはどうか。また、集団回収事業参加者が一堂に介して意見交換をしてみる必要があるのではないかと。よその団体がやっていることを参考にして、それならうちでもやれる、といったこともあるかもしれない。</p> <p>○コミュニティの醸成の話の中でコミセンが出てくる。コミセン活動に関わっている立場からすると、始めは町内会に変わるものがコミセンで、コミュニティセンターを中心に地域づくりをしなさい、ということでスタートしたのだが、なかなか地域づくりは難しいと感ずる。コミセンによって取組がマチマチな「牛乳パックの回収」や「お茶わんリサイクル」等はコミセンスタート時から始めていれば全館に定着できたかもしれないが、自主管理、自主運営の原則がある中で現状では各々のセンターで足並みを揃えることは難しいと思う。</p> <p>○「集団回収はコミュニティの活性化を目的とし運営して欲しい」ということを行政にしっかりと示してもらい「管理人がしっかりといて、ただ資源物を集めればそれで用が済む」ということではなく「集団回収事業を通して、団体のなかで補助金を使いながら会員同士がお互いの関係を作り上げていく」努力をしていくようにして欲しいと思う。</p>
	○補助金の在り方	<p>○補助金の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は適正かどうか ・補助金額を増額（減額）する場合、どのような要件が必要か ・補助金以外に団体の活動を支援する方策の検討 	
	○その他	<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収品目の拡大（廃食用油等） ・集団の風性により異なる支援方法の検討 	

事業		検討すべき課題	第5回
店頭回収	○支援	<p>○店舗への支援方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収実施店舗への直接的な支援について ・回収事業者数を増やすための方策について ・実施店舗での回収量を増やすための方策について <p>○店頭回収への参加者を増やすための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供について ・利便性の向上について 	<p>店頭回収について</p> <p>○ポイントは行政と方向性を確認していかないと、協力してもマイナスになってしまうこと。リサイクルが難しい種類のものを店頭回収しなさいと言われてしまうと、それはすべて産業廃棄物としてコストアップになってしまうので、それにかかる費用は自社で持ち出しになる。容器包装リサイクル法関連の費用店頭回収は事業者の企業努力でやっているということを市民の皆さんにはご理解いただきたい。行政回収は回数を減らした方が良く、という事は、減量というごみを出さないための方向性としては賛成だが、それを全部私たち事業者にやりなさいと言われると心配になってしまう部分はある。</p> <p>○店頭回収をやっている、持ってくる電子マネーにポイントをつけてくれるというような事例がある。そのようなことを行政と手を組んで、回収ボックスを行政が用意してくれて地域全体でここに持って来れば資源になるということを展開していくと良いと思っている。</p> <p>○始めた以上はお客様との約束なので企業としてやめられない。間違った判断をすると時代の流れとともに難しい部分があるのは事実だと思う。</p> <p>○市民にご協力いただきたいのは、リサイクル物はリサイクルできる環境で回収したいという部分。最近はそのごく綺麗な状態でお持ちいただいているが、一部のエリアやひどい事例では、ペットボトルの中にたばこの吸い殻が入った状態で回収ボックスに入ってしまう。同じように回収してリサイクルに回すと、その分、分別に人手が必要になるので、無駄な作業が発生してしまう。店頭回収にご協力いただくお客様には、洗って綺麗なリサイクルしやすい状態でお持ちいただくことをお願いしたい。</p>
販売店回収	○自主回収方法	<p>○回収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの新聞販売店が参加できるようになるための方策 ・事業に参加している新聞販売店の回収率を高めるための方策 ・この事業に対する阻害要因は何か、その要因はどうか取り除けるか 	<p>販売店回収について</p> <p>○新聞紙の古紙としての取引価格が下がったとしても活動自体はできると思う。30年くらいやってきており、今まで大幅に市況が下落したり上がったりと波はあり、若干の持ち出しがあるとか、戻ってくる量が変わるなどのことはあったが、この先も活動が継続できなくなる、ということまでの状況にはならないと思う。</p> <p>○積極的にやっていないという事実はあるが、子ども会や婦人会など色々なコミュニティがあるので、そういうところに入り込むことは避けようとしている。回収率でいえば、半分くらいは回収できていて、残りはごみに捨ててしまうご家庭もあると思う。支援していただくとなると、金額というよりも捨てる方のアナウンスをしていただく方が良いかもしれない。</p> <p>○行政回収を月に1回にすれば良いのではないかと、という話があったが、たとえばそれが集団回収や新聞販売店回収に波及して今までの行政回収と同じような週1回の回収を期待されると、当然コストがかかってくる。集団回収の所で、回収品目で少量しか集まらないものに関しては負担金が増額されても良いのではないかとご意見があったが、古紙にも同じような話がかかる可能性がある。</p> <p>○収集業者は物を運んでなんぼ。スーパーさんも同じだが、物流をやっている方はそこにコストが跳ね返ってくるというのは当然のことだと思う。収集業者もある程度コストをかけていただかなければ物を運べないので、それに見合った回収量があるのが肝心である。それを下げて、たとえば「半分の量でもやるように」とのことであれば、半分の量で見合うだけのコストを収集業者がどこかで捻出しないとならない。コストを見合わせて、サービスのレベルをどこまで考えるかというのを突っ込んだところまで、この会議で話していければ良いと思う。</p>
行政収集	○資源ごみ有料化	<p>○資源ごみの有料化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料化する品目について 	<p>行政収集について</p> <p>○最終的には行政回収は終わりにして、販売店回収と集団回収で全体を覆っていただくのが良いと思う。ただ、新聞は良いが、段ボールや古布はどうするのかという問題も起きてくる。現在週1回行政回収をやっているが、他の回収においても市民側からそれと同じような要望をされると大変である。行政収集が続く間はそれを月2回、月1回と徐々に減らしていき、集団回収も販売店回収も進めていただきたいと思っている。</p>

事業	検討すべき課題	第6回
店頭回収	<p>○支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗への支援方法 <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収実施店舗への直接的な支援について ・回収事業者数を増やすための方策について ・実施店舗での回収量を増やすための方策について ○店頭回収への参加者を増やすための方策について <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供について ・利便性の向上について 	<p>店頭回収について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○容器包装の減量に繋がる食材の“量り売り”について、袋や容器を持って行けば買える店舗があると思う。すべての店舗では難しいと思うが、市民生活の動向が少しずつ変えていくと思うので、そういう買い方を市民へPRしていく必要があると思う。 ○透明トレイの店頭回収については、一部のスーパーではすでに取り組みされているが、取り組んでいただいているところはしっかりと市民にPRしていく必要がある。しかし、事業者さんにもあまり無理なお願いはできないので、可能なことから取り組みをしていただく事で“その他プラ”を減らしていくことしかないのではないかと思います。 ○回収ボックスが表にあれば持って行って入れやすいが、買い物をしなくてペットボトルだけを店の中に入れて捨てる、という事は、例えコンビニが24時間開いているとしても入れにくい。レジ袋を持っていくのと比べると難しい。 ○店頭回収を事業者にも気持ちよくやってもらうためには、それなりの応援をしてお店の方でも気持ちよくやってもらえるような体制作りが必要ではないかと思う。 ○店頭回収を推進するには、店舗の営業時間外にも入れられる回収ボックスがあればいいと思っていたが、防災上の問題や様々なごみの投入なども考えられるため、回収ボックスは店内に入れて、管理をしっかりすることも企業としては大事なことののだと感じた。コンビニでは店内にボックスがあると入りにくい、という話があったが、今は地域の利用者との強い結びつきが感じられ、トイレを借りるために入っていく人も入るので、気楽に入って行けるようになるのではないかと。地域のコンビニとしてそのような対応が受け継がれていけば良いと思う。 ○三多摩地区の店頭回収についてアンケートを取って調べたところ、武蔵野市が一番「店頭回収について知っている」という方が少なかった。それは、働きかけがないからだと思う。 ○情報提供という観点は大事だと思う。また、利便性を上げないと持っていけない人が多いと思う。どうやって情報提供や利便性の向上を図れば良いのか、消費者側の意識を上げるための具体的なことをやらないとならないと思う。 ○コンビニでの店頭回収の話があったが、回収ボックスを設置すること自体危険が伴う。ただお金を払えば良いということではなく、ボックスを置くこと自体がすごく危ないことだと思う。朝、吉祥寺駅のまわりはごみだらけでひどい状況だ。
販売店回収	<p>○自主回収方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回収方法について <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの新聞販売店が参加できるようにするための方策 ・事業に参加している新聞販売店の回収率を高めるための方策 ・この事業に対する阻害要因は何か、その要因はどうしたら取り除けるか 	<p>販売店回収について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞の販売店回収では、すでに21店舗が取り組まれているので、残りの5店舗も取り組んで頂けると市全体が網羅できるのではないかと思います。 ○新聞販売店の回収で扱うのは原則的に新聞古紙だと思うが、古紙には、それ以外にざつ紙や雑誌など色々ある。資源物として集めるにあたり、それらについても一緒に考えなければならないのではないかと。できるだけ、新聞古紙と同時に雑誌やざつ紙と一緒にして出すと運搬の費用などが減り、効率よく集められると思う。ざつ紙とか雑誌の薄いものは、量も少ないので資源的観点から見ると価値が低いのではないかと。新聞古紙と一緒に集めることで全体としてのコストは下がるのではないかと。 ○新聞も最近発行部数を減らしており回収も大変になっている。ある一定のエリアを1台の車で回る契約をしたとすると、今まではトラック1台分を十分に満たすだけの量が集まったけれども、最近は2割減で空きがでるコストに響いてくる。そのためトラックを一杯にする努力の一つとして雑誌も回収しましょう、ということがおきる。回収する側としては、敢えてそれを前向きに進めて行こう。販売店としては、回収業者は自由によって良いよということだと思う。そう言っていたら回収業者は助かる。逆に新聞紙以外の回収をしてはいけない、という事になると回収業者は困ってしまう。
行政収集	<p>○資源ごみ有料化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみの有料化について <ul style="list-style-type: none"> ・有料化する品目について 	<p>行政収集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○拡大生産者責任により最終的には市の回収がなくなった方が良いという意見に賛成。 ○有料化したから“その他プラ”が大きく減るとも思えない。有料化をすると、同じ袋にどれだけものが詰められるか、という事が減量につながると思うが、10当り2円の袋に目いっぱい詰めてもらえるかと言うと、なかなか難しいのではないかと。 ○集団回収は大体月一回だが、市の収集は毎週ある。周りを見ていると、集団回収の収集があるときはそこに出すが、そうでない日は市の収集に出している。まず出来ることとしたら、市の収集頻度を少し減らして、量的なものが集団回収の方に流れていくようにするというのは、可能ではないかと思う。 ○行政収集が毎週有るので、集団回収をやっている人の中から市の収集にも出してしまおうという人たちが増えてきてしまうということがある。少なくとも2週に一回に行政収集の頻度を下げるということは、早急によって欲しいと思う。 ○資源ごみの収集頻度を減らすと、家の中に置いておくことになるので、家の中のスペースと臭い問題が出てくる。“その他プラ”はボリュームが大きすぎ、しかも、大抵水分があって夏場は付着物が腐る。集合住宅では週一回でもかなりの山になっているが、これが2週間に一回になると倍になるので、住人から苦情が出ると思う。古紙類はそれ程かさばらないし、集団回収と販売店回収が利用できるとなれば、減らしてもそれ程問題がないと思う。 ○“その他プラ”をなんとか減らしたいのであれば、やはり有料化して、これだけ出すとこれだけ払わなければいけない、という意識を持ってもらうと、皆がボリュームを減らしたり、店頭回収の利用するように工夫をすると思う。そのようなインセンティブに訴えないと減量は無理ではないか。 ○ダンボールや古着などは新聞販売店回収があっても最終的に残ってしまうものなので、集団回収、販売店回収は何を担っていくのかを整理しながら、最終的に行政の役割がどこにあるのか決めていかないとならないと思う。 ○武蔵野市の場合、とくに、吉祥寺の場合は半分以上、6割が単身世帯だが、大体ごみ出しについては単身者の方が、意識が低いものと思われる。ごみをどうにかしたいということであれば、集団回収とかコミュニティとかシステムとして出来上がっていて、現状あまり問題も生じていないものをいじるよりも、そういった単身世帯向けに何かをアピールをしていくようなこと、単身世帯をどうするかといったことの方が大事なのではないかと思う。

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会
報告書資料編
(平成 27 年度～28 年度)

平成 29 年 3 月発行

発行：武蔵野市環境部ごみ総合対策課
〒180-0012 東京都武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号
武蔵野クリーンセンター内
TEL 0422-60-1802 FAX 0422-51-9950
Eメール：sec-gomitaisaku@city.musashino.lg.jp